

令和4年9月定例会

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和4年9月14日・16日

場 所 第4委員会室



令和4年9月14日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正  
予算(第3号)

○議案第11号 宮崎県浄化槽保守点検業者の登  
録に関する条例の一部を改正す  
る条例

○報告事項

- ・損害賠償を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について  
一般社団法人宮崎県林業公社  
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
公益社団法人宮崎県農業振興公社  
一般社団法人宮崎県内水面振興センター  
一般社団法人宮崎県水産振興協会  
一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金  
協会  
一般社団法人宮崎県家畜改良事業団  
一般社団法人宮崎県酪農公社

○その他報告事項

- ・第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和3年  
度の取組について
- ・第四次宮崎県環境基本計画の一部改定につい  
て
- ・第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令  
和3年度の取組について
- ・野生鳥獣による農林作物等の令和3年度被害  
額について
- ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画  
令和3年度の主な取組について
- ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画  
令和3年度の主な取組について

・耕種農業の生産拡大に向けた取組について  
(SSR運動の展開)

・第12回全国和牛能力共進会について

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		蓬原正三
委員		濱砂守
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		満行潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	河野譲二
環境森林部次長 (総括)	長倉佐知子
環境森林部次長 (技術担当)	橘木秀利
環境森林課長	田代暢明
環境管理課長	三角敏明
循環社会推進課長	今村俊久
自然環境課長	池田孝行
森林経営課長	上野清文
森林管理推進室長	右田憲史郎
山村・木材振興課長	松井健太郎
みやざきスギ 活用推進室長	二見茂
工事検査監	若杉太
林業技術センター所長	廣島一明
木材利用技術 センター所長	藤本英博

農政水産部

農政水産部長	久保昌広
農政水産部次長 (総括)	山下弘
農政水産部次長 (農政担当)	菓子野利浩
農政水産部次長 (水産担当)	鈴木信一
畜産新生推進局長	三浦博幸
農政企画課長	小林貴史
中山間農業振興室長	原田大志
農業流通ブランド課長	松田義信
農業普及技術課長	川上求
農業担い手対策課長	馬場勝
農産園芸課長	海野俊彦
農村計画課長	戸高久吉
畑かん営農推進室長	城ヶ崎浩一
農村整備課長	鳥浦茂
水産政策課長	大村英二
漁業管理課長	赤嶺そのみ
漁港漁場整備室長	否笠友紀
畜産振興課長	林田宏昭
家畜防疫対策課長	丸本信之
工事検査監	日高誠
総合農業試験場長	東洋一郎
県立農業大学校長	戸高朗
水産試験場長	西府稔也
畜産試験場長	河野明彦

一般財団法人宮崎県家畜改良事業団(参考人)

副理事長	坊菌正恒
------	------

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村正
政策調査課主査	西尾明

○武田委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○河野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

お手元に配付しております、常任委員会資料の表紙を御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が1件、特別議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が4件であります。

まず、Ⅰの予算議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

次に、Ⅱの特別議案は、議案第11号「宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」であります。

Ⅲの報告事項は、地方自治法及び宮崎県の出資法人への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について報告するものであります。

当部の所管の法人としましては、一般社団法人

人宮崎県林業公社と公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの2法人であります。

次に、IVのその他報告事項といたしまして、第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和3年度の取組についてなど、4項目を報告いたします。

ここで、資料にはございませんが、1点、報告事項がございます。

9月7日の代表質問で、濱砂委員から御質問のありました、熊本県上益城郡山都町における産業廃棄物最終処分場の事業計画についてであります。

これは、熊本県の事業者が高千穂町に隣接する熊本県上益城郡山都町に最終処分場の建設を計画し、先月の22日から熊本県の条例に基づく環境影響評価手続に着手していたところであります。

この件につきまして、今朝方、事業者がホームページで、計画段階環境配慮書の廃止手続のお知らせを公表したところであります。

その内容としましては、寄せられた多くの意見を参考に、事業計画の見直しを行うことを決定したとのことであります。

今後、より詳しい調査を行い、現在の計画よりも環境に与える影響がより少ない計画とすべく努力し、質問等に明確に答えられるよう努めていくとしているところであります。

県としましては、本案件につきまして、引き続き事業者の動向を注視しますとともに、西臼杵郡3町及び延岡市と情報共有しながら、対応してまいりたいと考えております。

それでは、常任委員会資料の1ページを御覧ください。

令和4年度環境森林部歳出予算についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課

別に集計したものであります。今回の補正予算については一般会計の補正のみで、補正額は表の中ほど、一般会計小計欄の網かけ部分、補正額B列にありますとおり、7,619万3,000円の増額をお願いしております。

補正後の一般会計予算額は、その右側C列になりますが、205億2,190万5,000円となります。

この結果、補正後の環境森林部の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、C列の一番下の合計欄にありますとおり、217億7,981万6,000円となります。

2ページを御覧ください。

次に、2の繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、自然環境課の山地治山事業及び森林経営課の森林環境保全整備事業におきまして、工法の検討等に日時を要したことなどから工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、合計欄にありますとおり、2億5,528万円の繰越明許費をお願いするものであります。

次に、3の繰越明許費補正(変更)についてであります。

これは、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業におきまして、用地交渉等に日時を要したことから、表の繰越額補正後の合計の欄にありますとおり、繰越額を2億7,782万円に変更するものであります。

その他の議案等につきましては、それぞれの担当課室長から御説明申し上げますので、よろしく御説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。

**○武田委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了

した後にお願いいたします。

**○田代環境森林課長** 9月補正予算事業について御説明いたします。

お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料の57ページを御覧ください。

当課の補正額につきましては、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計で6,035万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり、26億6,605万9,000円となります。

59ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)地球温暖化防止対策費の説明欄の1、新規事業の県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業については、常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページを御覧ください。

県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、エネルギー価格の高騰によって県民生活に大きな影響が出ておりますことから、個人住宅への太陽光発電設備等の導入を支援いたしまして、エネルギー自給率の高い住環境の整備を促進するものであります。

4ページの現状と課題を御覧ください。

折れ線グラフで示しておりますが、エネルギー価格の高騰を受けて、九州電力管内の標準家庭における電気料金は上昇を続けており、令和4年8月は、1年前と比較して770円、率にして12%増加しております。

そのため、事業内容及び効果の四角囲みにありますように、個人住宅において①電気を作る、②電気をためる、③熱と電気を作る、④熱を入れない、出さないといった、4つの取組を支援

することとしており、そのイメージを下のほうに絵で表しております。

3ページを御覧ください。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は6,035万円、(2)財源は全額国庫、(3)事業期間は令和4年度の単年度、(4)実施主体は再生エネルギー導入等に取り組む個人となっております。

(5)事業内容ですが、①太陽光発電設備導入支援事業として、住宅への自家消費型の太陽光発電設備の導入を支援いたします。②蓄電池導入支援事業として、①で発電した電気をためる蓄電池の導入を支援いたします。③高効率給湯器導入支援事業として、給湯器について発電機能もあるコージェネレーションへの更新を支援いたします。また、④断熱改修支援事業として、外気熱の室内への流入、室内の熱の室外への流出を抑制し、空調効率の向上につながる窓ガラスの複層ガラス等への更新を支援いたします。

3、事業効果ですが、電気使用量が少なくエネルギー自給率の高い住環境を整備することにより、県民生活の安定が図られるとともに、温室効果ガス排出量の削減により、ゼロカーボン社会の実現に寄与するものと考えております。

なお、4ページの右上のところには、この事業がSDGs、持続可能な開発目標の7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と、13番「気候変動に具体的な対策を」という2つの目標に資するものと考えて記載しており、この後、御説明する事業にも同様に、該当するSDGsの目標を記載しております。

**○今村循環社会推進課長** 循環社会推進課です。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の61ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で169万4,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、5億1,321万3,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費、こちらの説明欄にあります新規事業の食品ロス削減・未利用食品活用支援事業につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページを御覧ください。

まず、1の事業の目的・背景であります。賞味期限切れなどの理由により、まだ食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスが多く発生していることから、未利用食品の寄贈を受け、一旦保管して、ニーズに応じて子ども食堂等に食品を提供するフードバンク活動団体のスタートアップを支援することにより、未利用食品の有効活用の拡大を図り、ひいては食品ロスの削減を推進するものであります。

6ページの現状と課題を御覧ください。

まず、1の食品ロスの発生状況であります。右上の円グラフにもありますように、県内では年間に約3万5,000トンの食品ロスが発生しており、このうち家庭系が7割と多くを占めております。

また、家庭からの発生原因としましては、円グラフの下表にもありますように、未利用食品の廃棄が最も多く、県内の意識調査によりますと、約3分の1の方が賞味期限切れ等により、手をつけずに食品を廃棄したことがあると回答されております。

次に、2のフードバンク活動団体の現状とし

ましては、県内では、今年4月1日現在で、30団体が35か所でフードバンク活動を行っておりますが、主な課題としましては、近年、未利用食品の寄贈の申出自体は増加傾向にあるものの、食品の衛生管理や食品の寄贈に関する調整を行う人材不足、保管倉庫などの受入施設が十分確保できていないこと、それから、フードバンク活動自体の認知不足等が挙げられております。

このような中、未利用食品の活用を促進するため、この事業におきましては、設立から3年以内のフードバンク活動団体に対し、事業者や消費者に対する啓発、関係団体との連携強化、団体内の人材育成といったソフト的な支援と、食品の保管倉庫の確保といったハード的な支援の両面で支援することとしております。

5ページを御覧ください。

2の事業の概要であります。予算額は169万4,000円、財源は全額国庫、事業期間は令和4年度、支援の対象となる実施主体は民間のフードバンク活動団体となっております。

最後に、3の事業効果であります。この事業により、設立間もないフードバンク活動団体の運営基盤が強化され、未利用食品の取扱量が増加することにより、食品ロスの削減が図られるものと考えております。

**○上野森林経営課長** 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の65ページを御覧ください。

森林経営課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,414万9,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、88億5,014万1,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたし

ます。

67ページを御覧ください。

(事項) みやざきスマート林業推進費、1,414万9,000円の増額であります。

説明欄1のスマート林業導入支援事業につきましては、令和3年度の2月補正予算で実施しているところではありますが、国の追加配分に伴う補正でございます。

事業内容としましては、林業事業者が行う森林調査用のドローンや下刈り用機械などの導入を支援することとしております。これらの支援を通じまして、多様な生産条件下において、林業の生産性の向上と低コストかつ安全なスマート林業を推進してまいりたいと考えております。

○三角環境管理課長 常任委員会資料7ページを御覧ください。

議案第11号「宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正理由ですが、浄化槽の保守点検業務に従事している浄化槽管理士のうち、新たに浄化槽管理士免状を交付された者について、研修の受講義務を免除するため、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、本条例では、浄化槽保守点検業者に対し、登録の有効期間である3年間ごとに、保守点検業に従事している浄化槽管理士に業務に関する研修を受けさせる義務を定めております。

この研修は、近年の浄化槽に関する新たな知識や技術を浄化槽管理士に習得させることを目的としておりますが、業の登録有効期間内に試験に合格するなどして新たに浄化槽管理士免状の交付を受けた者については、免状取得の際に研修と同等の内容を習得しているとみなせるこ

とから、この有効期間内に研修を受けさせる義務を免除する規定を追加するものであります。

3の施行年月日は、公布の日からとしております。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。

○山下委員 常任委員会資料の7ページ。今、説明していただいた部分なんですけど、もう少し詳しく教えてください。

登録有効期間が3年間ということですので、切替えの3年を過ぎたときに研修を受けるよう義務づけられているということですが、今後ずっと研修を受けなくても良い仕組みになったのかどうか。その辺りを教えてください。

○三角環境管理課長 業の登録有効期間が3年なのですが、業に従事する全ての管理士に、3年のうちのどこかで研修を受けさせなければならないとなっております。その3年の間に、例えば、二、三カ月後に業の更新というときに、今日、免状を取ったばかりの者がその職務に従事することになった場合は、免状を取ったときに、既に同じような内容を学んでいるので、この業の更新までに新たに研修を受けなくてもよい、次の更新まで免除するという規定であります。

○山下委員 いまひとつ分からない。3年間で、今まで研修をやっていたが、今後はもうしないということなのか。3年後に研修を受けないといけないのか。

○三角環境管理課長 説明が難しく、すみません。新たに免状を取得した者は、最初の業の登録までは研修を受けなくていいですと、その次の3年の間には研修を受けなければならないという規定です。つまり、最初の業の更新までの研修は免除されるという規定であります。



○山下委員 分からない。

○河野環境森林部長 今、課長が申しましたとおり、浄化槽の機能や技術はどんどん変わりますので、3年に1回、管理士はみんな必ずどこかで研修を受けないといけない。しかし、その期間の間に採用になったりして、新たに免状を取得した人は1回目だけが免除になるということになります。次の期間は、3年たちますので、研修を受けなくてはいけないということで、最初に免許を取った3年間の中だけが1回免除になると御理解いただければ、3年後は、また研修を受けないといけないということになります。

○山下委員 要するに、新たに資格を取ったときは、研修を受けなくていいということですか。

○河野環境森林部長 資格を取るときに同等レベルの学びはやっているということで、1回目の研修を免除するというものです。

○山下委員 そうということですか。県内では下水道は経費がかかる、思うようにいかないということで、合併浄化槽設置を積極的にやっていますよね。今、下水道のないところはほとんど合併浄化槽でやってきてるんですよね。浄化槽の点検というのはどんどん増えているという理解でいいですね。

○三角環境管理課長 まず、生活排水の処理については、委員がおっしゃいましたように、下水道のエリアでないところは、農村集落の排水処理施設、農集がまず考えられますけれども、それすらないところは合併処理浄化槽しかありませんので、そのエリアの浄化槽の整備が進めば、その分の保守点検業務は確かに増えることになります。

○山下委員 単独槽から合併浄化槽への切り替えを推進する事業をずっとやっていますから、増えているだろうと思います。

この資格を取っていく人たちも人材不足ですか、どんな状況ですか。

○三角環境管理課長 令和3年度末現在で、県が登録しております業者が72社ございます。その72社に浄化槽管理士の免状を持っている者が468名ございます。ただ、全てが業に従事しているとは限りません。

例えば、社長とか、役職について、今はもう従事していないという者も含まれますが、72社で468名ですので、各社数名ではありますが、新たに業に従事する若手の方を次々と育成して資格を取らせているのが現状でございます。

○山下委員 もうこういう難儀な手続をしないで、研修を受けないで少しでも負担を軽くしてやろうとか、そういうことでは一致しないんですか。

○三角環境管理課長 この研修は、浄化槽管理士や保守点検業者の負担を増やすものではなくて、最近の浄化槽は、単独浄化槽から合併浄化槽へ変更という場合、スペースがなくて小型の浄化槽でないといけないとか、いろいろ特殊な浄化槽を入れる必要が生じます。

年々技術が進んでおりまして、新しい方式、新しい型式がありまして、例えば、30年前に免許を取って、30年前の知識しか知らない最近の浄化槽の新しい型式のものにはついていきません。

これまでは、こういう規定がなかったものから、各自各社の努力で技術を習得していました。法律の改正でそれが義務づけられたことで、各社自らの努力をしなくても、そういう技術を3年に一度は習得して業務に生かせるようになったというものであります。

○右松委員 常任委員会資料の3ページ、環境森林課にまずお伺いしたいんですが、この事業

目的と背景に関しては全く異論はありませんし、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

その中で、予算額が6,000万円ということですが、事業内容が4項目ありますけれども、それぞれの積算はどうなっているのか教えてください。

**○田代環境森林課長** メニューが4つございまして、それぞれの予算額と、補助の見込みの件数等についてお答えします。

まず、①の太陽光発電関係ですけれども、予算の内訳としましては、2,100万円で、補助見込みの件数としましては、140戸程度を考えております。

続きまして、②の蓄電池になりますけれども、こちらは①とセットでの支援ということになります。予算額が2,800万円、こちらも①と同様に140戸で考えております。

次に、③の高効率給湯器の導入支援につきましては、予算額が500万円、補助対象の件数としましては、10戸程度を考えております。

最後の④の断熱改修につきましては、予算額が500万円、補助対象の戸数としましては、25戸程度を想定しているところであります。

**○右松委員** 周知の方法ですけれども、当然これはセットでいきますよね。それで、住宅メーカーとの連携とか、県産材の利活用の促進とか、その辺りとうまく絡めた形で周知していくのか、どのような形で広げていくのか。

**○田代環境森林課長** 広く活用していただきたいと思いますので、住宅メーカー等にも情報提供をさせていただくことで、周知を図っていききたいと思います。

県庁ホームページに載せたりというのは、当然のこととして、住宅メーカー等とのタイアップといたしますか、情報提供に努めていきたいと

考えております。

**○右松委員** ③と④、特に④は、今、新しい住宅って、高気密なものが多いと思いますので、対象としては、既存の住宅に対しての働きかけだと思っているのですが、この辺りをかなり進めていくと省エネにつながっていくのは間違いないと思います。

単年度なので、まずは500万円で25戸程度ということですが、この事業の効果がどれだけあるのかというのは、検証も必要なのかなと思いますけれども、この辺りはどのように広げていく考えでしょうか。ホームページ等だけではなかなか難しいのではないかと思いますけれども、周知の方法について少し教えてください。

**○田代環境森林課長** この断熱改修につきましては、本県は南国で暖かいということで、割と普及が進んでいない状況にあります。全国でもいわゆる北国では進んでいるということですが、この複層ガラスにつきましては、一枚ガラスの約10倍の断熱効果があるということも聞いておりますので、県のホームページ等や住宅メーカーとのタイアップといったところも通じて、効果の普及といたしますか、そういったところも図っていきたいと考えております。

**○右松委員** 財源が全額国庫ということですが、予算額が6,000万円ですので、いろいろ苦心しながら事業をつくっていただいたものと思っています。

しかし、事業効果をしっかり引き出すためには、ある程度、県民に広く活用してもらいたいという願いもあるものですから、検証していただいて、必要ならば増額してもらいたいかなと思っています。

**○蓬原委員** ④の断熱改修、これは今年度だけの事業ですか、来年度以降もお続けになるんで

すか。

**○田代環境森林課長** こちらの事業につきましては、財源が国庫であり環境省の交付金を活用して取り組んでいきたいと思っており、現時点では単年度ということで考えております。

ただ、現在、この交付金の申請をしております、国からの内示がありましたら、令和4年度から令和8年度までの5年間で交付金を頂けるといいう計画になっておりますので、次年度以降もこういった取組を続けていきたいと考えているところです。

**○蓬原委員** これは、宮崎県の独自の政策ということではなくて、国の政策ですね。

**○田代環境森林課長** 国の環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金という制度がありまして、そちらを活用させていただいて取り組む事業となっております。

**○蓬原委員** ということは、この二重サッシとか、断熱改修などについては全国一律に同じようなメニューがいろいろあって、そのメニューの一つを宮崎県がチョイスしたとか、そういうことですね。別に問題だということではありません。

**○田代環境森林課長** 環境省の交付金のスキームの中から、本県が事業をチョイスしているといえますか、構築しているということでもあります。

**○蓬原委員** これは今年度からの取組ですか。

**○田代環境森林課長** はい。今年度から取り組むところであります。

**○蓬原委員** 私は去年改修したんですよ。都城盆地におりますと、御案内のように、大変寒いんです。それで、たまりかねて築40年になる木造の家ですから、家は長持ちしてるんですけども隙間風だらけで、さすがに寒さがこたえる

ようになったので。そうしたら、今年、こういう事業をやるという話があったので、しまったな、早まったな、と、思っ、今年まで待てばよかったなと思っ、ます。

小さな窓と、それから大きなサッシもかなりありましたので、ほかのところも一緒に改修したんですが、結構費用がかかりましたから、これだけの補助があれば、確かにいいなと思っ、ところ、です。

今後の継続性については、事業をやられるのであれば、非常に効果があるということを宣伝しなくてはいけないでしょうし、先ほど右松委員からも話がありましたけれども、今年、25戸分ということ、ですが、結構、要望はあると思っ、ます。

今は、HEMSとかBEMSとか、設計事務所がいろいろと建物の構造自体を気流とか対流の流れを計算しているよう、すけれども、既存の建物にはこういう対処方法、しかない、ので、大いに活用されるように、いろ、んなところ、でPRして、いただい、て、やっ、て、いただい、て、いい、な、と思っ、ます。

そうでないと知らずに改修する人も、いろ、んな、い、る、か、もし、れ、ない、わ、け、で、し、よ、う、。僕は仕方なかったんだ、け、れ、ど、知、つ、て、れ、ば、あ、あ、こ、う、い、う、補、助、が、あ、る、の、か、と、い、う、こ、と、に、も、な、る、で、し、よ、う、か、ら、。よろしくお願い、し、ま、す。

**○田代環境森林課長** 今、御指摘をいただきましたとおり、この複層ガラスへの改修支援につきましては、まだ浸透してない、と我々も認識いたして、お、り、ま、す。

いろ、いろ、な、デ、ー、タ、を、見、ま、す、と、夏、場、で、あ、れ、ば、窓、か、ら、熱、が、入、り、込、む、割、合、が、73%、ぐ、ら、い、屋、根、か、ら、は、11%、ぐ、ら、い、で、低、い、ん、で、す、け、れ、ど、も、や、は、り、窓、が、大、き、く、熱、が、入、っ、て、く、る、部、分、に、な、っ、て、お、り、ま、す。

逆に、冬でいきますと、室温が外に逃げてしまうというところがありますけれども、窓が58%、屋根はたった5%ぐらいしか熱が逃げないということです。夏、それから冬の断熱効果を高めることが省エネにつながってくると思っております。そういったところの県民への周知といいますか、それも大事だなと思っておりますので、そういったところも踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

**○山下委員** この事業は県民生活エネルギー価格高騰対策でしょう。私は、太陽熱温水器をずっと使っていて、いつも思うんですけれども、皆さん方がこういった事業のメニューをつくる時に、太陽熱温水器という発想は出てこないんですか。70度ぐらいまで水温が上がるんですよ。冬でもほとんどボイラーをたかない。雨が降るときだけボイラーを使いますが、物すごく熱効率がいいと思うんですけれども、どうして太陽熱温水器の利用を推進しないのか。

マンションやアパート暮らしの人たちは無理でしょうけれども、戸建ての家ならかなりの熱利用ができると思うんですが、検討したことはないですか。

**○田代環境森林課長** 今、御指摘がございましたけれども、本県は日照時間が長いですし、太陽熱の導入も進んでいるかと思えます。

今までなかなかそういったところの検討もできていない部分もありますので、今後、県民のニーズをより把握した上で、事業の組立てを次年度以降は検討してまいりたいと思えます。

**○山下委員** ぜひ検討してください。

**○蓬原委員** この資料の4ページに、いわゆる暖房にかかる費用が、エネルギー消費が多いということになってるんですけれども、まきストーブがあるじゃないですか、残材を持ってきて、

それを燃やすわけですが、私はこれに前から関心があって、もう10年くらいになるかな、まきストーブを使っています。立ち上がりは遅いんですけれども、最初はエアコンを使ってあつためて、1時間ぐらいたつともう完全にあつたまってくるから、そういう電気エネルギーを使わないという意味ではかなり消費減対策にはなるんです。ただ、まきストーブをたきながら、たかなければ炭酸ガスは出ないのになと思いつつもたいしている部分があって、でも、カーボンニュートラル循環でゼロだとおっしゃっているから、まきをたくことは問題ないだろうと思えますが、まきストーブの普及なんていうのはどうなんだろう。

ただ、もちろん、家に火が燃え移らないようにすることとか、いろいろ課題はありましようが、そんなにお金のかかることではなくて、搬入できるやつもあります。正式に設置を頼むと100万円くらいかかるとか言いますが、大工に頼めば、二十何万円で設置できるんですよ。楽しい生活というか、火を楽しむこともできますから、電気エネルギーの消費を減らすという意味で、まきストーブの普及ということに対する環境森林部の考えはどうなんでしょうか。この際だからお聞かせください。

**○田代環境森林課長** 申し訳ありません。まきストーブについては把握できておりませんが、趣旨としましては、やはりエコといえますか、いわゆる化石燃料からの転換ということですので、やはり省エネにつながると思えますので、そういったニーズといったところも今後研究してまいりたいと思えます。

**○満行委員** 脱炭素化支援事業について質問させていただきましたが、継続することが何より一番大事だと思っておりますので、ぜひ国庫の補

助が消えても支援の継続をお願いしたいと思います。

それから、食品ロス削減・未利用食品活用支援事業なんですけれども、予算額が169万4,000円で、少ないなと思うんですが、財源が国庫ということで、まずは国の支援事業のスキームを教えてください。

**○今村循環社会推進課長** こちらは農林水産省の事業で、令和4年度からの食品ロス削減総合対策事業のうち、フードバンク活動支援補助金として実施するものがございます。

**○満行委員** その要綱に、3年以内のフードバンク活動団体とうたってあるということでしょうか。

**○今村循環社会推進課長** 委員のお見込みのとおりです。スタートアップ支援ということで、設立3年以内ということが国の補助要綱に記載されております。

**○満行委員** 前のページも一緒ですけども、いつ始めるかというので、利益者がやっぱり限定されるというか、出てくると思うんですね。

だから、この3年で区切るというのは、国がそうやってるんだらうなと思って説明を聞いていたんですが、国がやってるから仕方がない部分もあるのかもしれないんですけども、団体の状況は分かりませんが、3年で区切るのはどうなのかなという、金額が少ないんですけども、これで大体ニーズには応えられるという見込みなんでしょうか。

**○今村循環社会推進課長** この事業を組む前に、昨年度、要望調査をしております、2団体の手が挙がっているところです。それに基づいて国に要望しまして、国からの内示額で事業を組ませていただいております。

**○満行委員** 2団体だと1団体当たり80万円ぐ

らいで、保管庫とかそういうものになるのかなと思うんですけども、こういう事業があれば、団体ももっと楽になるというか、スタートアップという意味でも活用できると思いますので、ぜひこれも継続していただきたいと思います。

それから、賞味期限と消費期限の問題です。

賞味期限と消費期限の理解ができてない人が結構いるものだから、コンビニでは賞味期限の前にどんどん処分したりということが現実としてあるわけで、スーパーでも納豆とか豆腐とか沢山並んでますけれども、みんな賞味期限が長いものを買うわけですよ。まだ賞味期限が残ってるんだけど、期間が短いものが残ってしまうみたいな、食品ロス対策という意味では、そういう消費者に対する啓発とか消費者教育が大事なかなと思うんですけども、その辺りの対応はどうなんでしょうか。

**○今村循環社会推進課長** 委員おっしゃるとおり、そのような啓発や教育が、消費者にも事業者にも必要だと考えております。

県でも、食品ロス削減に向けて、テレビCM、インターネット、それから小学生向けの教材などを作成し、啓発に努めているところであり、主なショッピングセンター、それから図書館等でパネル展も実施しているところです。今後ともそういった普及啓発に努めていきたいと考えております。

また、この事業においても、今回支援する事業者が自発的にそういう啓発イベント等をやる場合についても支援するスキームになっておまして、この2団体についても、そういう企画があると聞いております。

**○満行委員** 要望になりますけれども、「賞味期限の前にどんどん捨てる人がいてもったいないですよ」と言うと、「いいや、スーパーでも捨

てるんだから、捨てないといかんよね」と実際にそうやって反論される方もおられるので、やっぱり啓発だなと思ってますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○坂本副委員長 3ページの県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業ということで、大変いい取組だと思います。そこで、この事業のお金の流れというのを少し教えてください。個人に支援をするというものですけども、実際に支援されるお金は、設備を導入した本人が申請して、立て替えた分のお金が戻ってくるという流れになるんですか。

○田代環境森林課長 これから要綱要領やスキームを定めていくことになりまますけれども、大まかな流れとしましては、副委員長がおっしゃったような流れで考えておるところであります。

○坂本副委員長 販売店なり工務店なり、実際に取り付ける仕事をされる場所があって、そこが例えば新築の場合は、設備も含めて全て建築費に入りますよね。その過程で処理されるという方向性はないということですか。

○田代環境森林課長 細かなところはこれから詰めていきたいと思いますが、いわゆる施主の代行として住宅メーカーがそういった手続を取られるということあるかと思っておりますので、そこは弾力的に対応してまいりたいと思っております。

○坂本副委員長 今、太陽光の発電設備や蓄電池といったものは、順調に入荷される状況にあるんでしょうか。

○田代環境森林課長 今のところ品薄であるといった話は聞いておりません。比較になるか分かりませんが、電気自動車等はかなり引き合いが多くて、注文しても納車までかなり時間がかかると伺っておりますけれども、今のところ、

そのような状況ではないと伺っております。

○坂本副委員長 これからその支給のスキームについては検討されるということだったんですけども、仮に個人で申請する場合に、いろいろと品不足の状況が出てきて納品が遅れたりすると、例えば申請が年度をまたぐ場合が出てくると思うんです。そういったことを想定なさっているのか教えてください。

○田代環境森林課長 その点につきましては、年度途中の事業ということもありますので、最初の段階といいますか、御相談を受けたりした段階なりで、そういった納期のことも含めて対応してまいりたいと考えております。

○坂本副委員長 5ページの食品ロス削減の件ですけれども、この取組はこの取組としていいとして、今、ローソンでしたか、民間事業者が消費期限が近い商品について、値引きを積極的にやって、早く買ってもらうという取組をされていて、すごく有効なやり方ではないかなと私は受け止めたんですけども、食品ロス削減ということに限って言えば、県内の小売店の方にこういった取組をやってもらって、その値引き分を支援していくとか、そういうやり方もあるのかなと思うんですが、これは質問というよりも、そういったことも含めて検討していただければなと思っております。

○今村循環社会推進課長 県がやっている食べきり協力店という事業があるんですけども、飲食店とかスーパー約305店に登録いただいております。食べきり協力店ということで、賞味期限が迫った食品の値下げ、それから、ばら売り、量り売り、この辺も食べきり協力店の取組の事例ということで、推奨しているところです。

この協力店には、県もそういう協力店であるというステッカーを配布したり、値引き販売を

してますというポップを配布したりといった支援をしているところであります。

どうしても値下げしてるものを買にくいという意識があると思うんですけども、逆に、そういう値下げをしてるものを積極的に買うことが環境に優しいんだというマインドチェンジをしていかないといけないと思いますので、そういう啓発もしていく必要があると感じているところです。

**○蓬原委員** いい事業だと思うので詳しく聞きたいのですが、資料の3ページの(5)事業内容の①と②、これはセットですよ。具体的に例を挙げて示してほしいんですが、住宅の屋根に設置する太陽光発電設備ですから5キロワットなのか、3.7キロワットなのか、いろいろあると思います。例えば5キロワットをつけた場合に、これは1キロワット当たり3万5,000円ですから、それを掛けた分の補助が出る。

それから、蓄電池は1キロワットアワー当たりの補助となっています。だから、そのときのセットでは、5キロワットの太陽光発電を取り付けたときに、蓄電池はどれだけの容量のものをつけて、一戸のお宅に対してセットで幾らの補助金が出るのかというのを、具体例で示してもらえませんか。

**○田代環境森林課長** 今、御質問のありました点につきましては、5キロワットという御指摘がありました。太陽光発電については、物にもよりますが標準的なところで4キロワットの容量でいきますと、標準的な値段は100万円前後とっております。

その場合の補助額が14万円となりますことから、100万円に対して14万円ぐらいとなります。

それから、②の蓄電池につきましては、大分容量に差がありますが、標準的な価格が大体100

万円から150万円程度となっております。4キロワットアワーのもの補助額が20万8,000円となっておりますので、仮に100万円ということになりますと、その5分の1程度の20万円ぐらいの補助が出るという想定をしているところであります。

**○蓬原委員** ということは、このキロワットについては、4キロワットの太陽光発電を取り付けた場合に、対応する蓄電池は4キロワットアワーのものをセットでつけると考えていいんですか。

**○田代環境森林課長** 御家庭の発電の状況等によりまして、蓄電池の容量の大きいものを選んだりといったこともあるかと思います。例えば、家族構成であったり、昼間電気を使うかとか使わないかとか、そういったところの条件もありますけれども、先ほどは4キロワットアワーということで御説明させていただいたところです。

**○蓬原委員** 申し上げたかったのは、一般の人がこれを利用する場合に、例えば、うちは大体平均的な4キロワットの太陽光発電をつけて、これだけかかるよ。蓄電池はこれに見合う容量ものをつけて、総額がこれだけかかって、補助金がこれだけ出るよ、というのがぱっと分かるようにモデルを示していただいて、PRされたほうがいいのかということでした。

**○田代環境森林課長** 御指摘のありました点を踏まえまして、補助金を活用していただきやすいように分かりやすく周知を図っていきたく思います。

**○右松委員** 5ページの食品ロス削減の件ですが、予算額が169万円ということで、先ほど2団体を想定しているということでした。

いろいろと知り合いがいたりして、私も頑張っているなあと感じています。それを後押ししてい

く事業になると思うんですけれども、予算づけをして後押ししていく上で、食品ロスの問題においては、集める活動と配る活動、両方とも非常に重要なので、集める活動も広がっていくといいかなと思っています。

それで、この民間の2団体の支援をしていくということですが、個人の家庭、先ほどの小売店を含めた企業であるとか、NPO、あるいはお寺とか、本当にいろんなところからどうやって集めていくかというあたりの後押し、つまり、集める活動や配る活動に対しては、行政としてノータッチというイメージなんでしょうか。その辺りがうまく循環ができるといいかなと思ひまして、食品ロスの問題は非常に重要なテーマですので、例えば、地域とか社会福祉協議会とか、いろんなところを巻き込んで、事業効果をしっかり出していく意味で、行政がある程度知恵というか、後押しというか、そのあたりをうまくやっていただくといいかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

**○今村循環社会推進課長** 私も、先日、フードバンクみやざきに行きまして、代表とお話をしてきましたが、そういうお話を聞きました。

特に本県は農業県ですので、農産物の寄贈はかなりありますが、既製品の寄贈はなかなかない。というのは、フードバンク自体がなかなか知られていなくて、皆さん、子供食堂はよく御存じで、子供食堂への寄贈は多いらしいんですけれども、実は子供食堂というのは毎日開催されているわけでもないし、新型コロナの影響で開催されていないことが多く、たくさん寄贈されても困るんです。

フードバンクはそこに介在して、一旦そういう寄贈を受けて、子供食堂などのニーズに応じて配る。それから、直接宅配するという機能を

持っていますので、非常に重要な存在なんです。

ただ、本県の場合はまだまだ認知度が高くないことから寄贈が少ないということですので、県としましても、このフードバンクの活動を県民に紹介して、もっと認知度を高めて、フードバンクへの寄贈が増えるような取組をしていきたいと考えているところです。

**○右松委員** 食品ロスに対して、行政が取組を進めているというのは、もっとPRしてもいいと思います。

それから、先ほど言った配る活動のほうですが、生活困窮世帯であるとか、高齢者世帯であるとか、いろんな需要があると思うんです。ですから、団体を支援してしっかりそこで回してもらうのは大事なことなんですけれども、県としてこれに対してしっかりと取り組んでいるということ、県としての目的というのももっとアピールしていただいて、ぜひ県民の理解を促進してもらいたいかなと思っていますので、ぜひとも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○武田委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

**○右田森林管理推進室長** 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

Ⅲの報告事項、県が出資している法人等の経営状況についてであります。

私からは、1の一般社団法人宮崎県林業公社について御説明いたします。

林業公社は(1)の設立の目的にありますように、造林・育林等の事業を通して県土の保全等を図り、もって地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年



に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、そのうち理事長が知事、副理事長が県環境森林部長でございます。また、職員は総務企画課、業務課の2課体制で、事務局長を含め7名となっております。

(4)の出資の状況につきましては、総出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、出資比率は37%となっております。なお、林業公社は(5)の特記事項にありますように、森林整備法人として昭和60年に知事の認定を受けているところでございます。

それでは次に、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、経営状況等について御報告いたします。

令和4年9月県議会定例会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についての31ページを御覧ください。

まず、令和3年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要を御覧ください。7行目あたりになりますけれども、林業公社では、平成19年に策定しました経営方針及び平成30年に策定しました第4期経営計画に基づき経営改善に努めながら、以下の(1)から(6)にありますように、計画的な主伐販売や補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

次に、32ページを御覧ください。

2の事業実績にありますように、令和3年度は間伐による分収林の適正な管理や作業路の開設による生産性の向上などに取り組んでおります。

財務状況等につきましては、この報告書の151ページを御覧ください。

令和4年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

まず、上段の林業公社の概要につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、中ほどの県関与の状況であります。

人的支援では、右側の令和4年度の欄を御覧ください。

合計16名の役員のうち、常勤役員は県退職者の1名、非常勤役員は15名で、うち県職員が2名、県退職者が2名となっております。

職員数は、合計7名のうち県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の左側の財政支出等では、令和3年度は県補助金が6,005万9,000円のほか、その右側ですが、公社への無利子貸付けになります県借入金残高は、令和3年度末現在284億9,665万2,000円、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が44億366万6,000円となっております。

また、その下になりますが、派遣した2名の県職員の人件費としまして1,175万3,000円を支出しております。

次の主な県財政支出の内容としましては、①の林業公社貸付金は、令和3年度は5億6,585万8,000円、②の森林整備事業、③の分収林整備高度化事業の決算額は、先ほどの県補助金の6,005万9,000円の内訳になります。

次に、一番下の枠の実施事業としましては、分収林事業や伐採後の植栽未済地を解消するために、森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業を行っております。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

2つの活動指標を掲げております。①の契約

延長面積は、年度ごとの伐採量の平準化を図るため、分収林契約の期間延長に努めており、目標値296.8ヘクタールに対して、実績値は371.4ヘクタール、達成度は125.1%、また、②の再造林率は、目標値80%に対し、実績値は57.2%、達成度は71.5%となっております。

次に、152ページを御覧ください。

財務状況であります。

表の左側の正味財産増減計算書、令和3年度の欄を御覧ください。

1行目の経常収益は7億9,495万2,000円、その下の経常費用は7億6,653万8,000円となっており、その下の当期経常増減額は2,841万4,000円となっております。

その下の経常外収益は20万9,000円、経常外費用は7億5,594万7,000円となっております。

これは、令和3年度に売り払った分収林について、これまでに要した経費に対して主伐の売上額が下回ったことなどによるマイナス分を、会計監査人の指導により、昨年度までの経常費用から今年度は経常外費用に計上する科目を変えたことによるものであります。

この結果、当期経常外増減額は、マイナス7億5,573万8,000円となっております。

当期経常増減額に当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額は、マイナス7億2,732万4,000円となっており、その下の一般正味財産期首残高が、マイナス105億7,543万3,000円ありますので、合わせて、その下の一般正味財産期末残高は、マイナス113億275万6,000円となっております。

次に、表右側の貸借対照表の令和3年度の欄を御覧ください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、263億1,432万8,000円で、このほとんどが造

林から育林に係るこれまでの投下経費の累積である森林勘定であります。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は、376億1,708万4,000円であり、このほとんどが県及び金融機関等からの長期借入金であります。

なお、資産から負債を引いた正味財産は、マイナス113億275万6,000円であります。

次に、その下の財務指標を御覧ください。

林業公社におきましては、財務指標として3つの項目を掲げております。

まず①の年度末資金残高につきましては、令和3年度の目標値3億1,631万3,000円に対し、実績値3億2,591万7,000円、達成度は103.0%、②の主間伐等収入は、目標値4億1,143万9,000円に対し、実績値6億3,351万6,000円、達成度は154.0%、③の経営改善効果額は、目標値6,160万円に対し、実績値7,742万円、達成度は125.7%となっております。

続きまして、中ほどの枠の直近の県監査の状況についてであります。

昨年度の監査におきまして、「第4期経営計画の3年目である令和2年度の実績は、列状間伐や繰上償還等に取り組んだ結果、計画を上回る収益を確保したが、令和2年度決算で見ると、債務超過額は前年度から約7億5,000万円増加の約106億円、県からの借入金等も約3億円増加の約324億円となっている。今後も、引き続き第4期経営計画を着実に実施するとともに、さらなる経営改善を図り、県の財政負担が最小限に抑制されるよう、一層の取組を推進されたい」との要望があり、「引き続き第4期経営計画に基づき経営改善に努めること」としております。

なお、この第4期経営計画の実績等につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、一番下の枠、総合評価を御覧ください。

右側の県の評価であります、主間伐等の収入については、計画値を上回る結果となったものの、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていない状況にございまして、約113億円の債務超過にあります。

今後とも公社に対しましてさらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、第4期経営計画に基づく公社の単年度収支の状況等について説明いたします。

常任委員会資料の9ページを御覧ください。

(6) 収支実績及び改善効果額であります。

①の第4期経営計画の実行であります、林業公社は平成30年度を始期とする10年間の第4期経営計画に基づき、経営改善に取り組んでいくところであります。

次に、②の令和3年度の収支計画及び実績であります、その下の表1を御覧ください。

計画期間中の各年度の単年度収支の計画と実績であります。

収入の主なものは、伐採収入や補助金、借入金であります。

支出の主なものは、直接事業費、分収交付金及び償還金であります。

太枠で囲っております令和3年度は、木材価格の上昇を受けて積極的な主伐等を実施することにより、計画を上回る伐採収入を確保するとともに、将来的な償還金の利息軽減につながる繰上償還を行うことで、支出は増加しておりますが、次年度の運転資金となります年度末資金残高は、表の一番下にありますように約3億2,600万円を確保しております。

次に、10ページを御覧ください。

③の林業公社の経営改善に基づく令和3年度の改善効果額であります。

これは、第4期経営計画の前期において、令和4年度までに林業公社が行うべき経営努力や利息の軽減などの取組をまとめたものであります。

その下の表2を御覧ください。

表内の一番上の1、林業公社自身の経営努力では、上から2行目の列状間伐の実施や、6行目の高収益地の戦略的な伐採による収入確保などで、計画を上回っております。

また、2、利息の軽減では、金融機関の協力を得まして、これまでに繰上償還等に取り組んだ結果、利息の軽減が図られております。

これらによりまして改善効果額は、下から2行目の欄のとおり、令和3年度は7,742万円となるなど、計画を1,582万円上回っております。

県としましては、今後とも公社に対しましてさらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行ってまいります。

説明は以上であります。

○松井山村・木材振興課長 常任委員会資料の11ページを御覧ください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて、御報告いたします。

当センターは、(1)の設立の目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業者の雇用管理等の改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的として、平成7年に設立されております。

(2)の会員ですが、県のほか、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体で構成されております。

(3)の組織としましては、役員は8名、職員は2名であります。

(4)の出資の状況ですが、総額は900万円で、このうち県が400万円を出捐しており、比率は44.4%であります。

(5)の特記事項ですが、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、林業事業者への支援を行う林業労働力確保支援センターとして知事の指定を受けております。

なお、当センターが行う林業就業の相談、指導業務や高性能林業機械の共同利用業務などは、この法律に基づく業務であります。

続きまして、別冊の令和4年9月県議会定例会提出報告書の153ページを御覧ください。

県条例に基づきまして出資法人等経営評価報告書により、当センターの状況について御説明いたします。

一番上の枠の概要につきましては、先ほどの説明内容と重複しますので省略いたします。

次に、その下の枠、県関与の状況ですが、人的支援として、枠の右上の令和4年度の欄にありますように、役員数は8名で、うち県職員が1名、県退職者が2名であります。

2つ飛ばしまして、職員数は2名で、うち1名が県職員となっております。

その下の財政支出等ではありますが、令和3年度の欄にありますように、県委託料が1,964万6,000円、県補助金が492万2,000円であります。

また、その右の欄の県職員人件費にありますように、令和3年度は616万円を支出しております。

委託料及び補助金につきましては、下の枠、主な県財政支出の内容にありますように、①の新規就業情報の発信や就職相談会の開催、②の新規参入者の確保に向けた相談指導、③の林業

技術者の育成、④のみやざき林業大学校等への指導員派遣、⑤の高校生を対象とした林業体験学習などを、県支出により実施しております。

なお、その下の実施事業にありますように、センター全体では①の林業に関わる相談・指導業務から⑥の林業機械の共同利用業務までの6つの事業を実施しているところであります。

次に、その下の活動指標ですが、①の相談件数及び各種講習会・研修会等参加者数については、目標値375人に対し、令和3年度の実績は704人で、187.7%の達成状況となっております。

また、②の共同利用機械実働平均稼働月数については、目標値9.4か月に対し、令和3年度の実績は9.7か月で、目標を上回っております。

次に、154ページを御覧ください。

財務状況についてであります。

左側半分が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表となっております。

まず、左側の正味財産増減計算書の令和3年度の状況ですが、一番上の経常収益は1億904万5,000円、その下の経常費用は1億25万円で、当期経常増減額は879万5,000円となっております。

次に、経常外収益とその下の経常外費用はゼロ円でありますので、税引前当期一般正味財産増減額は879万5,000円であります。

これから法人税等を差し引いた当期一般正味財産増減額は877万4,000円となっております。

この結果、下から5行目にありますように、一般正味財産期首残高に当期の正味財産増減額を加えた一般正味財産期末残高は、1億6,522万5,000円であります。

次に、指定正味財産ですが、下から2行目にありますように、指定正味財産期末残高は63万5,000円となっておりますので、財務状況の一

番下の正味財産期末残高は、1億6,586万円と  
なったところであります。

次に、右側の貸借対照表の令和3年度の状況  
ですが、一番上の資産は流動資産と固定資産合  
わせて1億7,216万5,000円、その下の負債は、  
流動負債と固定負債を合わせて630万6,000円で、  
資産から負債を差し引いた正味財産は1億6,586  
万円となっております。

次に、財務状況の下、財務指標ですが、①の  
自己収入比率は、令和3年度の欄にありますよ  
うに、目標値50%に対しまして、実績は59.5%  
と上回りました。

これは、高性能林業機械の共同利用により、  
一定の自主事業収益が確保できたことによるも  
のと考えております。

最後に、ページ下半分の総合評価であります  
が、枠内右側の県の評価の欄にありますように、  
活動指標については、新規就業者や林業事業体  
を対象とした相談件数及び職業講習会・研修会  
等の参加者数と、高性能林業機械の共同利用の  
平均稼働月数のいずれも目標値を上回っており  
ます。

今後もセンターが行う担い手関係の事業につ  
いては、事業のPRや事業体への働きかけを積  
極的に行い、事業効果を高め、林業労働力の確  
保や事業体の経営改善につなげていく必要があ  
ると考えております。

特に林業労働力の確保については、人口減少  
や高齢化が進む中で、就業に結びつく、より実  
効性のある取組が必要であり、みやざき林業大  
学校のPRも含め、新規就業希望者への情報発  
信を強化する必要があると考えております。

また、高性能林業機械の貸付けについては、  
稼働率の向上に向け、今後も引き続きその効率  
的な管理運営を図っていく必要があると考えて

おります。

財務につきましては、御説明しましたとおり、  
自己収入比率が目標値を上回っており、公益法  
人として一定の自立性を確保しているものと考  
えております。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしまし  
た。報告事項についての質疑はありませんか。

○山下委員 林業公社について教えてください。

林業公社については、もう少し改善が進んで  
いるかなと思って推移を見てたんです。という  
のは、今、材価がここ3年ぐらい非常にいい値  
段で取引されているので、このチャンスを逃し  
たら駄目だろうと思うんです。

黒木博知事の時代から山づくりというのが進  
んで、松形知事に引き継がれて、これだけの森  
林面積を有する資産を残してくれたということ  
は感謝してるんです。

それから、スギの素材生産量日本一というの  
も31年連続という実績があるわけです。けれど、  
県の税金を使って、これだけ山を守り育ててき  
た中で、それだけ努力というのを、目標値をつ  
くっていかないと、数字的には50%売上げが増  
えたということなんですが、もともと何年前に  
この売上計画を立てたのか、その点が不明なの  
で、やっぱり数字を追っかけていかないとけれ  
ないと思うんですが、今、林業公社の杉の林齢  
というのは何年ぐらいになっていますか。

○右田森林管理推進室長 林業公社の平均的な  
林齢は、杉が47年、ヒノキが48年ということで、  
大体平均が47～48年ということになっておりま  
す。

○山下委員 伐採の仕方で、列状伐採と書いて  
ありますが、私は林齢が47年にもなっていれば、  
もう全部伐採していかないと、樹齢が過ぎて販  
売が不利になっていくのではないかと思うんで

すが、今、販売したら平均が47年というのは、非常に売れやすい林齢です。何で全伐をしないのかと思うんですが。

**○右田森林管理推進室長** 林業公社の伐採につきましては、現在、第4期経営計画に基づきまして主伐の計画を立てております。

毎年大体180ヘクタールを伐採していくという計画を立てておりますけれども、委員がおっしゃいましたように、昨今の木材価格が非常に上がってきているということで、積極的に伐採をしようということと、契約者である土地所有者の方々も主伐の意向が非常に高まっているというようなこともありまして、令和3年度は240ヘクタールを超える主伐を行ったところであります。

**○山下委員** 令和3年度は240ヘクタールの主伐をしたということですが、林齢がどれぐらいの木を切っているんですか。

**○右田森林管理推進室長** すみません。詳細な数字は、今手元にありませんので、少し時間を頂きたいと思いますが、基本的には、伐採期を迎えたもの以上になっていますので、95%以上は標準伐期齢を超えておりますことから、40年以上の杉を切っているということになるかと思えます。

**○山下委員** この林業公社の収支改善です。これはもう気の遠くなるような数字を追っかけていけないといけないということなんですが、これは税金で賄っているわけで、今でもやっぱり投資していけないといけない、税金をつぎ込んでいけないといけないということで、不思議でたまらないのですが、改善の方向性というのは、もう少し具体的に見いだせないかと思うんですが、

それともう一点、この前いろいろ調べていただきましたが、県行分収造林です。この県行林

も莫大な面積がありますが、これもやっていけないといけない。県が財政投資を今までずっとしてきているわけですから。

だから、県行林と林業公社もひっくるめて、具体的な改善策ですよね。県行林のことは資料に出てないんですが、もし分かったら教えてください。

県行林で、今、木を切って、確か分配の方法が6対3対1とかいうのがあったと思うんですが、その辺の収支改善というのは、県行林も進んでるんですか、林業公社と比べてどうなんですか。

**○右田森林管理推進室長** 県行分収造林につきましても、毎年、伐期を迎えた山を公売にかけておりまして、収益を確保する努力をしておりますけれども、経営は非常に厳しい状況です。特別会計の中で動いておりますけれども、経営は非常に厳しい状況で日本政策金融公庫等からの借入金もありますので、県からも支援をもらっているところでもあります。現状としては、そういった支援を受けながら経営を行っているところでもあります。

**○濱砂委員** 実際の固定資産について、森林勘定の内訳を教えてください。

**○右田森林管理推進室長** 森林勘定の258億円の内訳ということで…

**○濱砂委員** ほとんど山林でしょう。

**○右田森林管理推進室長** 森林勘定はこれまでの造林をしてから、下刈り間伐等の保育に要するそういった経費を積み上げたものが、森林勘定となっておりますので、森林の資産ということになります。

**○濱砂委員** 実際に、今、どのぐらいの価値があるもんですか。

**○右田森林管理推進室長** 現在の令和3年度の

平均購買価格は立方4,500円ぐらいですので、それに現在の蓄積量を掛けた場合に180億円ぐらいの価値があると考えております。

**○濱砂委員** 少し資材が上がっているから、180億円以上ということなら森林勘定が250億円ですからその差が70億円ぐらいなら、これは今までとすると縮んだほうですね。それでもなお70億円ぐらいの誤差が出ているということですね。

長期でこれがずっと続いていけば、本来は、山はいわゆる容積率がだんだん上がっていくわけだから、利息よりも容積率のほうが増えていかなくはないかんのだけれども、報告書の33ページの貸借対照表を見ると利息の当期の長期借入金の1年内の返済が10億1,200万円になっているんですよ。だから毎年、この部分よりも山の資産価値が増えていかないといけないんですよ。これは室長に言ったってどうにもならないのでしょうけれども、その辺は長期的な見方をして、早めに材価がいいときに売れるところは売って、植栽をどんどんやっていったほうが容積率が上がっていくんだと思うんです。1年間に返す借入利息というのは何%ぐらいですか。

**○右田森林管理推進室長** 日本政策金融公庫の利息が3%以上のものが、2,164万円ぐらいあります。そして2%から3%未満が2億4,480万円、1%以上2%未満が14億360万円、1%未満が25億円ほどあります。

**○濱砂委員** これは借換えはできないんですか。

**○右田森林管理推進室長** これまで日本政策金融公庫は金利が非常に高い時代がありまして、一番高いもので6.5%というのもありました。それを国のほうで、日本政策金融公庫の借換資金というのを考えていただきまして、現在それを活用しながら、金利の高いものを返済して、金利の低いものに借り換えていくということで、

現在その返済を行っているところであります。

**○濱砂委員** 大変でしょうが、頑張ってください。

**○山下委員** 宮崎銀行との取引はないんですか。

**○右田森林管理推進室長** 宮銀からも、過去に借入れをしておりましたけれども、現在は返済が終わっております。

**○武田委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○田代環境森林課長** 常任委員会資料の12ページを御覧ください。

その他報告事項の第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和3年度の取組について御報告いたします。

(1)の計画の概要にありますとおり、この計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、長期的な目標にひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざきを掲げ、分野別に①から⑥までの6項目を柱として、施策を展開しております。

(2)令和3年度の主な取組状況についてですが、まず①脱炭素社会の構築について、アの温室効果ガス排出削減では、枠組みにあるとおり、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動や、事業者向け省エネセミナーの開催など、イの再生可能エネルギー等の利用促進では、県民向け及び事業者向け研修会等の開催や木質バイオマスの収集運搬に係る経費の支援など、ウの二酸化炭素吸収源対策では、保安林の整備や企業の森づくりの協定締結など、エの気候変動への適応では、宮崎県気候変動適応センターにおける情報発信やレッドデータブックの改訂などを行ったところであります。

13ページを御覧ください。

次に、このページの中程にある②循環型社会の形成についてであります。

アの4Rの推進では、ごみ減量化テキストの配布やみやざきリサイクル製品の認定など、イの廃棄物の適正処理の推進では、産業廃棄物の排出事業者向け講習会等の開催や、産業廃棄物の不適正処理等に対する行政指導など、ウの食品ロスの削減では、食品ロス削減啓発CMの放送や、食品ロスに関する小学生向け冊子の作成・配布などを行ったところであります。

14ページの一番上にあります、エの環境にやさしい製品の利用促進では、みやざき木づかい県民会議の開催や民間事業者等への県産材を活用した施設設備等への支援などを行ったところであります。

次に、この14ページの下の方にあります、③地球環境、大気・水環境等の保全についてあります。

アの地球環境、大気環境の保全では、大気汚染の常時監視や工場・事業場への立入検査、有害大気汚染物質等のモニタリングなどを実施したところです。

15ページを御覧ください。

一番上にあります、イの水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視や、浄化槽設置者講習会の開催など、ウの化学物質対策では、ダイオキシン類の環境調査や事業者に対する監視・指導など、エの環境負荷の低減等では、環境影響評価法等に基づく審査や、土呂久地区住民の健康観察検診などに取り組んだところあります。

16ページを御覧ください。

次に、④生物多様性の保全についてであります。

アの生物多様性の確保では、希少野生動植物を保護するための鹿防護ネットの設置など、イの多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりでは、県民ボランティアの集いの開催や植栽、下刈り、除間伐等の支援など、ウの自然豊かな水辺の保全と創出では、サンゴ群集保全のための天敵の駆除など、エの自然とのふれあいや配慮では、ひなもり台県民ふれあいの森の管理運営や川南遊学の森における自然体験講座の開催などに取り組んだところあります。

17ページを御覧ください。

このページの写真の下の方にあります、⑤環境保全のために行動する人づくりについて、アの環境教育の推進では、県が設置している環境情報センターによる環境講座と出前研修の実施や環境教育用パンフレットみやざき環境読本の作成・配付など、イの環境保全活動の推進では、県民による環境美化活動のクリーンアップ宮崎などの取組を行ったところあります。

18ページを御覧ください。

このページの写真の下の方になります。

⑥環境と調和した地域・社会づくりについて、アの環境にやさしい地域・産業づくりでは、適切かつ効率的な森林施業のための林道や作業路の整備など、イの快適な生活空間の創出では、国県道における植栽管理や無電柱化の推進などに取り組んだところあります。

以上、主な取組について御説明しましたが、そのほかの取組も含めて詳細は別冊資料1にまとめておりますので後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、20ページを御覧ください。

令和元年度(2019年度)宮崎県における温室効果ガスの排出状況がまとまりましたので、報告をさせていただきます。



まず、1、温室効果ガス排出量の状況についてですが、四角囲みに記載のとおり、2019年度における温室効果ガスの総排出量は、987万トンと対前年度比プラス1.0%で、また同年度における森林等の吸収量は402万トンとなっております。

この総排出量から吸収量を引いた実質の排出量は585万トンと、基準年度の2013年度比でマイナス28.3%となっております。このマイナス28.3%という数値につきましては、現在の本県の2030年度の目標でありますマイナス26%をすでに超えて削減・達成している状況となっております。

なお、現在の目標値のマイナス26%の見直しにつきましては、後ほど第四次宮崎県環境基本計画の一部改定のところで御説明させていただきます。

図1の棒グラフは、2019年度までの本県における温室効果ガス排出量の推移を示しており、赤い折れ線グラフは総排出量から吸収量を引いた実質の排出量の数値を示しております。

次に下の方の2、部門別排出量の状況であります。左下の表のとおり、2019年度は産業部門が296.7万トンと最も排出量が多く、次いで運輸部門が251.8万トン、業務その他部門が138.8万トン、家庭部門が98.1万トンとなっております。

なお、この表の下の方に米印で記載しておりますが、産業部門の内訳の農林水産業とメタンなどのガスによる農業分野からの排出を合計しました排出量は、164.7万トンと全体の排出量の16.7%を占めており、農業や畜産が盛んな本県の大きな特徴となっております。

なお、このページの右下の図の2の円グラフは、左下の表にある部門別排出量の各区分ごとの割合を示したものとなっております。

本県における温室効果ガスの排出状況についての説明は以上であります。今後とも排出状況の把握・分析を行いながら、脱炭素・ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、常任委員会資料の21ページを御覧ください。

第四次宮崎県環境基本計画の一部改定について御説明いたします。

まず、(1)計画改定の趣旨であります。

本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第四次宮崎県環境基本計画につきましては、令和3年3月に策定したところですが、その後、国においては、地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画の改定など、脱炭素化に向けた動きが加速しているところであります。

また、令和4年4月1日の地球温暖化対策推進法の施行に伴い、改正事項について自治体における円滑な運用を図るため、関連する省令の制定やマニュアルの整備が行われたところです。

このような国の動きに対しまして、県計画の一部が国の方針と整合しない状態となっているため、法改正の内容や省令・マニュアル等を踏まえ、ゼロカーボン社会の実現に向けて効果的な施策の展開を図るため、国の動きを反映した内容に県計画の一部を改定するものであります。

次に、(2)計画改定のポイントについてであります。

①温室効果ガス排出削減目標についてであります。表の左側にあるとおり、国の動きとしては、2030年度の温室効果ガス排出削減目標が、基準年の2013年度比26%削減から46%削減へとより高い目標に見直されております。

表の右側の県計画の改定内容としましては、

現行の県計画では、2030年度の温室効果ガス排出削減目標が、2013年度比26%削減となっておりますので、国の目標である46%削減を踏まえ、見直しを行うこととしています。

また、現行の県計画では、部門別の削減目標を設定しておりませんので産業、業務、家庭、運輸等の部門別の削減目標を新たに設定することとしております。

なお、このページの一番下のところに、参考としまして、昨年10月に改訂された国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標について記載しており、この表の右から2番目の列のところにある削減率が新たな削減目標となっており、一番右の列による従来目標よりも、各部門別全てにおいて、より高い目標が掲げられております。

22ページを御覧ください。

②再生可能エネルギーの導入目標についてありますが、表の左側にあるとおり、国の動きとしまして、地域の再生可能エネルギーの導入を促進するため、地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県は、地方公共団体実行計画において、再エネ利用促進等の施策の実施に関する目標を定めることが義務づけられました。

本県におきましては、地方公共団体実行計画は、第四次宮崎県環境基本計画の一部として位置づけておりますので、今回の県計画の改定内容としまして、表の右側にあるとおり、再エネの利用促進の観点から、2030年度の再エネ導入目標を再エネ種別ごとに新たに設定することとしております。

次に、(3) 関連する計画の統合についてであります。

再生可能エネルギーに関しましては、宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画に基づき、

施策を推進してきたところでありますが、先ほど御説明したとおり、施策の実施に関する目標を環境基本計画に定めることが義務づけられたことから、計画の終期に合わせて統合することとしております。

次に、(4) 計画改定の進め方についてであります。

①にありますように、宮崎県環境基本条例の規定に基づき、令和4年1月に計画改定について宮崎県環境審議会に諮問したところであり、審議を行っていただいているところであります。

また、再エネ導入等について専門家の意見を聴取するため、宮崎県再生可能エネルギー等導入推進連絡会にも意見を求めることとしております。

②にありますように、県民の参画として、パブリックコメントを実施し、県民等の幅広い意見を反映させることとしております。

次に、(5) 計画改定のスケジュールについてであります。

引き続き環境審議会や再エネ連絡会の御意見等を伺いながら、計画の一部改定作業を進め、次の11月の当委員会において計画案をお示ししたいと考えております。その後、12月にパブリックコメントを行い、必要に応じて調整等を行った上で、令和5年2月に環境審議会から答申をいただき、2月議会での議案の提出を予定しております。

23ページを御覧ください。

これまで御説明しました県計画の一部改定に係る骨子案を記載しております。

今回の一部改定につきましては、まず、第3章、長期的な目標の3、温室効果ガスの削減目標について、現在の26%削減目標の見直しと部門別の削減目標の追加、再生可能エネルギーの

導入目標の追加を予定しております。

また、第4章、分野別の政策の展開の第1節、脱炭素社会の構築について、目標値の見直しに伴い施策内容を見直すとともに、この部分に再生可能エネルギー等導入推進計画を盛り込むこととしております。

また、下のほうの第5章重点プロジェクトの1、2050年ゼロカーボン社会づくりプロジェクトについて、目標値の見直しに伴いプロジェクト内容を見直すとともに、2050年に向けた取組内容を検討し追加する予定であります。

続きまして、24ページを御覧ください。

第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和3年度の取組について、御報告します。

(1)の計画の概要にありますとおり、この計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、基本目標に持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立～多様な森林づくりとイノベーションを通じて～を掲げ、分野別に①から③までの3項目を柱として施策を展開しております。

(2)の令和3年度の主な取組状況についてですが、まず、①多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりについて、アの適切な森林管理の推進では、枠囲みにあるとおり県内5地域の森林計画のうちツ瀬川地域森林計画の樹立や、みやざき森林経営管理支援センターの設置・運営など、イの資源循環型の森林づくりの推進では、造林・下刈り・除間伐の支援や早生樹等の造林実証、コンテナ苗生産施設の整備支援などを行ったところであります。

25ページを御覧ください。

ウの安全・安心な森林づくりの推進では、保安林の指定や治山工事、風倒木・流木等の除去などに取り組んだところであります。

26ページを御覧ください。

②持続可能な林業・木材産業づくりについて、アの効率的な林業経営と原木供給体制の確立では、作業軽労化への取組支援や高性能林業機械等の導入への支援など、イの木材産業の競争力強化では、木材加工流通施設等整備への支援や、再造林が確実な林地からの木質バイオマスの収集運搬に対する支援など、ウの県産材の需要拡大の推進では、プロモーション活動の支援や、木材利用に関するキャンペーンの実施など、エの特用林産の振興では乾ししいたけプロモーションや原木しいたけ生産新規参入者対象の基礎研修会の開催などを行ったところであります。

27ページを御覧ください。

オの研究・技術開発及び普及指導では、林業技術センター及び木材利用技術センターの研究成果の技術移転などに取り組んだところであります。

28ページを御覧ください。

③森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりについて、アの山村地域の振興・活性化では、治山施設の老朽化対策の実施や、ワーケーションプログラムの開発など、イの林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、林業就業希望者に対するみやざき林業大学校での長期研修の実施や、就業相談会の開催など、ウの森林を育み、支える人づくりでは森林ボランティア団体の活動支援や、企業の森づくり協定の締結などに取り組んだところであります。

以上、主な取組について御説明しましたが、その他の取組も含めて詳細は別冊資料2にまとめております。後ほど御覧いただければと思います。

第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和3年度の取組についての説明は以上です。

○池田自然環境課長 委員会資料の30ページを御覧ください。

4の野生鳥獣による農林作物等の令和3年度被害額について、環境森林部で所管しております人工林と特用林産物の被害額等について説明させていただきます。

まず、(1)の令和3年度被害の状況についてであります。

令和3年度の被害額は、全体で約3億8,300万円で、前年度より約4,000万円、率にして約9%の減少になりました。

①の部門別・作物別被害の状況であります。部門・作物欄の2番目にあります人工林は約7,700万円で前年度に比べ14%の増加、その下の特用林産物は1,500万円で、前年度に比べ53%の増加となっております。

②の鳥獣別被害の状況では、鹿による被害が最も多く約1億6,600万円となっております。

次に、(2)の被害額増減の要因についてですが、②にありますように、人工林の被害額増加の要因は主に鹿によるもので、生息域の拡大等によりこれまで被害の少なかった地域において被害が増加したものであります。

また、③にありますように特用林産物につきましては、猿、鹿、イノシシによるしいたけ発生時のほだ場への侵入等により被害額が大きく増加しております。

続きまして、次の31ページを御覧ください。

(3)の今年度の主な取組についてであります。

③及び④にありますように、人工林につきましては、被害防止効果の高い強化型の防護柵の設置などを、特用林産物につきましては、適切な防護ネット等の設置を支援することにしております。

また、⑤にありますように、鹿の生息状況等を把握し、狩猟等による鳥獣の適正管理に努めるとともに、⑥にありますように、有害捕獲や鹿の狩猟に対する助成等を行い、適切な捕獲を推進してまいります。

さらに、⑦にありますように、狩猟免許取得に対する助成や、試験の複数・休日開催、初心者への捕獲技術講習会の実施などに取り組み、狩猟者の確保と育成を図ることとしております。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○満行委員 食品ロス削減推進法に基づく推進計画ですが、努力義務なので県の場合はよく分かったんですけど、県内の市町村の計画の状況を分かったら教えてください。

○今村循環社会推進課長 県内でも幾つかの市町村がつくっているところですがけれども、まだまだ少数派ですので、県としても策定を支援していきたいと考えております。数字は後ほど御説明いたします。

○満行委員 よろしくお願ひします。

○武田委員長 数字については後ほどお願ひいたします。

○山下委員 常任委員会資料の20ページに温室効果ガス排出量等の詳細が出てはいるんですが、2の部門別排出量の表を見ると、農林水産業の排出量がかなりあります。これはいわゆる牛関係のゲップの数値が出ているのかと思うんですが、どのような認識をされているのか教えてください。

○田代環境森林課長 農業分野におきましては、今、御指摘がありましたように、メタンになりますけれども、いわゆる牛のゲップが多く占めております。そのほかは農地土壌ということで、

肥料の関係等で一酸化二窒素などもあるということで、一つの課題と考えております。

○山下委員 分かりました。そうであれば、二酸化炭素の吸収量との対比を一緒に出さないといけないと思うんですね。農地だったら、田に水稻を植える、畑にはトウモロコシ植えたりして緑を守っていますよね。林業もこれに入っているわけですから。林業だったら、やっぱり森が二酸化炭素を吸収して酸素を出してくれる、この対比を出さない。ここの中にやっぱりいわゆる二酸化炭素を吸収してくれる、農林業の役割、その数値も出してくれない。その数字というのは持っているんですか、二酸化炭素の吸収量、その整合性を出していかないと。

○田代環境森林課長 すみません。細かなデータまで手元にありませんけれども、今御指摘のありましたように細かな分析は、当然やっていけないと思っております。今後、この計画の改定もごございますので、十分精査をした上で、また御説明をしてみたいと考えております。

○山下委員 いいですか、やっぱりいろんな計画をつくってやっていくときには、貢献していること、宮崎県の特徴といったもの、その辺の数字をしっかりと出してくれないと。これだけ環境問題が議論されている中で、さらに県民の皆さんが努力しないとイケないよねと、そういう目的も分かってくれると思うんですよ。緑を守ることの大切さ、その数字を出してください。

○今村循環社会推進課長 先ほど、満行委員から御質問のありました、食ロスの計画の市町村の策定状況ですが、日南市と木城町が策定済みで、現在、策定を検討中が宮崎市、延岡市、西都市、国富町の4市町ということで聞いております。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。  
最後にその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

---

午後1時10分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に2件ほどおわびを申し上げます。

まず、来月に迫りました全国和牛能力共進会についてでございます。先月、県の代表牛23頭が決定したところですが、このうち種牛の部第1区に出品予定でありました県有の種雄牛であります守浩桜号が全共の家畜衛生対策要領に規定されているワクチンのうち1種類を未接種であることが判明し、全共への出品を取りやめざるを得ない状況となりました。

4大会連続で内閣総理大臣賞獲得を目指し、全共に関わる全ての方々と連携し、取組を進めているこの最中に、県有種雄牛の出品を取りやめという大変な事態を招いてしまいまして深く反省をしております。

重ねて、県として全体の取組状況を確認し、指導すべき立場にありながら、このような事態を招いてしまいましたことについて深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

このような事態にはなりましたけれども、残

りの22頭につきましては、引き続き全共本番に向け、最後の仕上げに取り組んでいるところで、今後、私どもとしても最善を尽くしてまいります。委員の皆様にも引き続きの御指導・御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年9月県議会定例会提出報告書の中で、県が出資している法人等の経営状況につきまして、報告の内容に誤りがございました。具体的には、お手元に訂正表をお配りしておりますが、報告書の164ページの宮崎県内水面振興センターの財務状況の内容の誤りでございますが、訂正の中身につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。委員の皆様には、深くおわび申し上げます。

今後このようなことがないように十分注意してまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案等につきまして御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は、まず、Ⅰの予算議案の補正予算について説明させていただきます。

次に、Ⅱの報告事項として、損害賠償額を定めたことについて、また、農政水産部所管の6法人の経営状況について御報告いたします。

最後に、Ⅲのその他報告事項につきましては、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画、令和3年度の主な取組についてなど5項目について御報告させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」について御説明いたします。

今回の補正につきましては、表の令和4年度

補正額、B欄の合計の欄に記載しておりますとおり、一般会計で3億1,555万8,000円の増額をお願いするものです。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、C欄の補正後の額の列の一番下、部計の欄に記載のとおり、461億7,450万3,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

次に、右側の2ページを御覧ください。

まず、(2)の繰越明許費(追加)につきましては、農村計画課の国営造成施設管理体制整備促進事業において、関係機関との調整等に日時を要したことから、年度内の完成が困難となったものでございます。

(3)の繰越明許費(変更)につきましては、公共土地改良事業等で関係機関との調整や用地交渉に日時を要したことにより、5億9,900万円から16億1,450万円への変更をお願いするものでございます。

次のページ以降の詳細につきましては、関係課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○武田委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○松田農業流通ブランド課長** 歳出予算説明資料の85ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで100万円をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり11億2,190万1,000円となります。

87ページを御覧ください。

(事項)構造政策推進対策費の説明欄の1に

あります、地域食資源高付加価値化推進事業について、100万円を増額するものであります。これは、地域食資源の高付加価値化に向けた商品開発を支援するもので、今回の増額は、県内でへべすを生産する事業者が国庫事業に追加採択され、補助決定されたことに伴うものであります。

○川上農業普及技術課長 歳出予算説明資料の89ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2億9,373万5,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、50億1,725万8,000円となります。

91ページを御覧ください。

ページ上段の(事項)原油価格・物価高騰等対策事業費の説明欄の1、新規事業、肥料価格高騰対策支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、中ほどの(事項)農産物高品位生産指導対策費の説明欄の1の(1)持続可能なみやぎグリーン農業構築事業の673万円です。

本事業は、環境にやさしい持続可能な農業を構築するため、有機農業の拡大を目指す取組を支援するものでございます。具体的には、有機農業を推進する市町村等が実施する有機農産物の栽培実証や、学校給食等における有機農産物の活用などの取組を支援するとともに、有識者をコーディネーターとして設置するなど産地の体制整備を支援するものであります。

次に、常任委員会資料の3ページを御覧ください。

新規事業、肥料価格高騰対策支援事業であります。1の事業の目的・背景にありますとおり、肥料価格の急騰に伴い国が措置した肥料価格高騰対策事業に、県が上乗せ支援をすることで、

さらなる農家経営の安定と農業生産の維持を図るものであります。

4ページを御覧ください。

2の事業概要、①の肥料価格高騰対策支援事業につきましては、1つ目の丸の事業内容にありますとおり、2年間で化学肥料の2割を低減するため、点線で囲っている取組メニューの中から2つ以上を実施する農業者に対して、国の肥料価格高騰対策事業で算出された前年からの肥料コスト増加分のうち、国が70%支援することに加え、県が残りの30%の半分である15%を支援するものであります。

その下、2つ目の丸の支援額を御覧ください。大きく四角で囲ってあります支援額算定イメージは、当年の肥料コストを100万円とした場合の県支援額を試算したものでございます。この場合、肥料コスト増加分(支援対象)は、図中の右側にありますとおり34万6,000円余となり、そのうち、県は15%の5万1,000円余を支援いたします。結果として、国と県の支援額を合わせた29万円余が支援されることとなります。

続きまして、②の肥料価格高騰対策推進事業は、事業実施主体の事務執行体制の構築に要する事務費を計上し、事業主体としては、国の肥料価格高騰対策事業の実施主体となる県農業再生協議会を考えております。

3ページに戻っていただき、2の事業の概要を御覧ください。予算額は2億8,700万5,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○海野農産園芸課長 歳出予算説明資料の93ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで、2,082万3,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり36億2,687万9,000円となります。

95ページを御覧ください。

(事項) みやざき米政策改革推進対策支援事業費の説明欄の1、宮崎水田農業確立推進体制整備事業でございます。当事業は、国の経営所得安定対策等交付金を活用し、需要に応じた米生産や地域振興作物の定着・拡大による生産性の高い水田農業経営を確立するため、当初予算で1億8,556万2,000円を措置させていただいております。

今回の補正につきましては、交付金の申請手続について、スマートフォン等による電子申請が可能となるよう、県の水田農業情報システムと国の共通申請サービスのデータを連携するために要する経費として2,082万3,000円の増額をお願いするものでございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑ありませんか。

○山下委員 肥料価格高騰対策支援事業ですが、この肥料代が1.7倍に上がったという試算は何月の時点のものですか。

○川上農業普及技術課長 この1.7倍という数字は、国がこの肥料対策用事業費を構築したときに設定した金額でございまして、価格上昇率でございまして。

何月の時点という話ではなくて、今後、上昇するだろうと想定して国が定めた1.7倍でございまして、実際には、今回7月と8月末の統計数値を用いて9月の末頃に、この1.7倍という数字がどういう数字になるか国から示されると聞いております。

○山下委員 9月の秋肥に1,400~1,500円の配合飼料を使っていたんですが、それが去年からすると、倍になるということで、農家もかなりダメージを受けているという思いです。

これは、頭から価格調整をしていくのか、補

助金の流れはどうなるんですか。

○川上農業普及技術課長 補助金の流れにつきましては、国から農業事業実施主体であります県の再生協議会——本県では農業再生協議会を事業実施主体としておりますので、そちらに補助金が流れまして、さらに取組事業者としまして、5戸以上の農家で事業実施主体のグループを作ってください、そちらに流れていく形になります。

県の事業費につきましては、議会で認めていただきましたら、それに合わせて県の再生協議会に補助金が流れまして、それから国の事業費と合わせて、事業取組実施者、農業者のグループに流れていくというスキームでございます。

○山下委員 肥料の販売先はJAですよ。例えば、コメリやハンズマンといった量販店がありますが、そういうところも多岐にわたって肥料を販売しています。個人事業者にも、肥料、飼料の販売をしている人たちがいるんですが、JA以外の販売先との連携は、どのようになるんですか。

○川上農業普及技術課長 おっしゃるとおり、肥料の流通は、JA系統の流れと、商系の流れがございまして。肥料販売店とか、もちろんJA系統に対しましては、しっかりと説明会等を開催しまして、この事業の仕組みとか内容について周知を図っております。

また、市町村の段階におきまして、市町村にある販売店等も把握しておりますので、そういったところで漏れないように、しっかりとこの事業の周知を図りながら、この事業を活用したい人が活用できないといったことがないようにカバーして、県としてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○山下委員 大事なところなんですよ。それ



で、漏れなく農家が恩恵を受けられるようにしていかないといけない。JA系統だったら、これだけの補助金が出て、2,000円の肥料が1,500円になりますよとか、それは説明しやすいと思うんですよ。

量販店とか個人事業者、販売業者への周知徹底はどのようにしていくのか。それをもう少し詳しく教えてください。

それと、もう皆さんも9月、10月作付の秋肥を仕入れていますよね。今議会で補助金が決定した場合に、いつからの肥料の予約分について充当できるのか、その2点を教えてください。

**○川上農業普及技術課長** 周知徹底につきましては、先ほど言いましたように説明会を開いたり、あるいは、ひなたMAFiN等でしっかりと情報を提供しながら、また、肥料の組織がございますので、県から肥料の組織に対して、重点的に肥料とその事業の内容を説明するように努めておるところでございます。

**○山下委員** もう一点、確認させてください。

肥料コスト増加分の15%を、この補助対象にするということですよ。例えば、3,000円に値上がりした肥料が、計算すると幾らに値下がりするんですか。

**○川上農業普及技術課長** 3,000円が当年度のコストということになりますと、3,000円をこの当年コストに入れまして、この計算式で計算しますけれども、下の方にイメージが、当年コストを100とした場合というふうに書いてありますので、100万円のときのコストですので……

**○山下委員** いやいや、100万円とかじゃなくて、わかりやすく。我々も説明しないとけないんですよ。1袋3,000円が、この補助金対象になったときにどれくらい下がるのかと、そこをわかりやすく教えてください。

**○川上農業普及技術課長** 1,500円が3,000円に上がった場合は、支援額は150円ほどになります。

**○山下委員** 150円、こんな金額は出らんでしょう。それぐらい差を出しとかんと、あなた方は。

**○川上農業普及技術課長** 失礼しました。費用コストが3,000円で計算しますので、3,000円の支援額が900円ぐらいになると思います。100万円のときが29万4,000円ですので、3,000円のときの30%が支援額ですので、900円ぐらいが支援されまして、農家の販売額は2,100円ぐらいになるかと思えます。

**○山下委員** 間違いないですね。3,000円のが2,100円になるよと言ってよろしいんですか。

**○川上農業普及技術課長** 今回の計算が令和4年度の価格から計算されますので、3,000円を基に計算されていきますので、元が幾らかということではなくて、今回の価格で自動的に計算されます。1.7倍と国が定めたとしますと、今申し上げたように約3割、900円分が国と県から支援されまして、差引き2,100円ぐらいが農家の手出しということになると思います。

**○山下委員** 分かりました。

**○菓子野農政水産部次長（農政担当）** すみません。少し補足させてください。

今の1,500円が3,000円に上がるといった場合については、倍になりますので、200%になります。今、国の算定で申し上げたのは1.7倍を前提にしていますので、販売額が3,000円の時なので、1.7倍分の結果が今申し上げた数字です。なので、1,500円が3,000円になる場合、この係数は1.7倍ではなくて2.0倍になるので、少し若干また数字が変わってきます。

**○山下委員** 下がるということね。

**○菓子野農政水産部次長（農政担当）** 支援額が増えるということなんです。

○山下委員 ということは、900円より増えるということですか。1,500円が3,000円になるということは、1.7倍から2倍になっているわけですから。

○菓子野農政水産部次長(農政担当) そうです。

○山下委員 増えるということですね。

○菓子野農政水産部次長(農政担当) 倍になったときは増えることになります。

○山下委員 そのような理解でいいですね。

○菓子野農政水産部次長(農政担当) すいません。今申し上げたのは1,500円から3,000円になった場合なんですけど、結果的に3,000円を基準に計算しますので、最終的に1.4倍とか1.7倍といった係数が決まってくるんですけども、農家の方が持ってくる時はレシートだけで判断します。

前回、平成20年に行った事業では、去年のレシートと今年のレシートを持って来ていただいて、その差額の0.7掛けで国は補助していたんですけども、今回、全国から非常に事務が煩雑だという御意見があって、去年のレシートは要らない、今年のレシートだけで判断すると。ただし、係数については、国が物価統計で定めた金額で倍率を固めるので、微妙に違ったりするかもしれないんですけども、そこはもう国が一律に決めるということです。

ですから、先ほどから少し説明があちこち行って申し訳ないんですけども、レシートの額面3,000円に対して係数1.7倍で算定したときは、先ほど農業普及技術課長が申し上げた数字ということになります。

○山下委員 はい、分かりました。

○菓子野農政水産部次長(農政担当) もう一点、補足させていただきます。

系統外の方々に対する周知の状況についてですけれども、基本的に肥料販売の届出が県に出されておりますので、こういった方々が販売されているかはつぶさに承知しております。県の方で販売事業者の方に全て案内を差し上げるような取組をしておりますので、そういった取組を通して、末端まで漏れがないよう対応していきたいと考えてます。

○山下委員 聞き漏らしたかもしれないんですが、これは秋肥からの充当になるという理解でいいですか。いつからの実施になりますか。

○川上農業普及技術課長 秋肥は6月からの注文分、6月から10月までの5か月間の注文額が対象になります。今回の県の事業につきましても、秋肥を対象としてさせていただきます。

ただ、国のほうは、その後の11月以降、来年5月までの春肥も対象にすることが決まっておりますので、国の事業としましては11月以降の肥料も対象になります。

ただ、県ではまだそこは決定しておりませんので、今後の価格の動向等も見ながら、検討させていただきたいと考えております。

○山下委員 6月の予約から購入した分が対象になるということでしたよね。ということは、大手の量販店なんかで買った人は、もう領収書なんてないです。もうその頃のは私も持っていません。だから、その辺の徹底が非常に難しいかなと思うんです。6月からだったら、JAとか肥料の販売メーカーに予約をしていたら、もう皆、現金を払ってる。6月といたら、当座からでもお金を引かれているわけですから。だから、そこ辺の周知等、漏れのない支援の体制をしっかりと考えてやってください。非常に煩雑な事業になるなという思いで聞かせていただきました。

○川上農業普及技術課長 遑って実施するというところで、国と合わせてやっていくわけですが、必要な指導につきましては、発注した時期とその値段、そして実際購入した値段、種類、そういったものが分かるような資料で、領収証でなくてもいいと考えております。

おっしゃるように、領収書がない場合はそれに代わる確認できるような資料を添えていただくということで、業者や販売店の協力を得ながら、漏れのないようにこの事業を進めたいと考えてるところでございます。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川上農業普及技術課長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

令和4年5月20日、児湯郡川南町大字川南17115番地21先路上に隣接する総合農業試験場茶業支場内の未耕地において、乗用草刈機による草刈り作業を行っていたところ、弾いた小石が同所路上を走行してきた自動車の助手席ドアに当たり、損傷させたものでございます。

原因は、効率を優先するあまり、飛散防止カバーを上げた状態で作業を行っていたこと及び周囲の確認不足であります。

損害賠償額は4万6,750円であります。

作業の安全確保につきましては、日頃から作業手順の徹底に努めておりますが、今後とも一層の徹底と職員の意識高揚が図られるよう、再発防止に向けて厳しく指導してまいります。

○馬場農業担い手対策課長 常任委員会資料の

6ページを御覧ください。

県が出資している法人等の経営状況につきまして、公益社団法人宮崎県農業振興公社について御報告いたします。

(1)の設立の目的ですが、当公社は、農業経営の規模拡大をはじめ、本県農業の振興を目的に、昭和35年に設立されております。

(2)の組織ですが、役員は16名、職員は20名です。

(3)の出資金等ですが、出資金が6,000万円で、このうち県の出資が2,000万円です。

次に、お手元の令和4年9月議会定例会提出報告書の79ページを御覧ください。

令和3年度事業報告書について御説明いたします。

2の事業実績ですが、(1)の農地部門では、農地中間管理事業により、農地の貸借や売買などを行いました。

(2)の担い手支援部門では、就農支援対策事業や基金事業により、新規就農者の確保・育成の支援を行いました。

(3)の畜産施設部門では、飼料畑造成や家畜排せつ物処理施設整備などを行いました。

(4)の新農業支援部門では、6次産業化プランナーの派遣等により、6次産業化に取り組む農林漁業者への支援を行いました。

次に、161ページを御覧ください。

経営評価報告書の御説明をいたします。

中ほどの表、県関与の状況の財政支出等ですが、令和3年度の県委託料は3,853万円、県補助金は7億2,491万円余、負担金は250万円であります。

一番下の表、活動指標では、①の農地中間管理事業の借入面積は目標未達となりますが、②の就農相談件数及び③の6次産業化プランナー

による支援回数はおおむね達成しております。

162ページを御覧ください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和3年度の欄を御覧ください。

ほぼ中央になります、上から7行目の当期一般正味財産増減額は800万円余の減少、その3行下の当期指定正味財産増減額は2,313万円余の減少となり、その結果、一番下の正味財産期末残高は令和2年度に比べ3,113万円余の減少となる10億8,940万円余となります。

右側の貸借対照表の令和3年の欄を御覧ください。

1行目の資産は20億3,480万円余で、3つ下の負債は9億4,539万円余となっており、この結果、3つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は10億8,940万円余であります。

その下の表、財務指標を御覧ください。

①の県補助金比率は目標50%に対し44.2%、②の管理費比率は目標1%に対し0.3%と、いずれも目標を達成しております。

一番下の総合評価の右側、県の評価ですが、活動指標は就農相談件数及び6次産業化プランナーによる支援回数は目標未達ではあるものの高い達成率であることや、農地中間管理事業も目標を未達であるものの、耕地面積に占める借入面積の割合が全国で11位、九州で1位と高い実績を上げてることを評価しております。

財務指標は全て達成しておりますが、今後も自主財源の確保や管理費削減の取組を求めています。

続きまして、89ページにお戻りください。

令和4年度の事業計画を御説明いたします。

2の事業計画のとおり、3部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図ってまいります。

次に、90ページを御覧ください。

3の正味財産増減予算書ですが、Iの一般正味財産増減の部(1)の経常収益は、次の91ページの上段枠内の経常収益計17億8,263万円余であり、それに対する(2)の経常費用につきましては、93ページ中段枠内の経常費用計17億7,951万円余を見込んでおります。

2の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は1億4,776万円余で、その結果、一番下のIIIの正味財産期末残高は11億371万円余を見込んでおります。

**○赤嶺漁業管理課長** 説明に入ります前に、冒頭、部長から報告がございましたとおり、県議会定例報告書の内容について、誤りがございましたことについて重ねておわび申し上げますとともに訂正させていただきます。

では、お手元に配付の別紙、令和4年9月定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)訂正表を御覧ください。

訂正箇所は、報告書164ページ、宮崎県内水面振興センターの財務状態でございます。

訂正内容は、表中の太線で囲んだ部分、正味財産増減計算書の令和2年度の経常収益と貸借対照表の令和2年度の流動負債の金額でございます。

下の表が訂正後となります。

経常収益は9,021万7,000円、流動負債は3,666万4,000円でございます。

いずれも千円未満を端数処理した際の記載ミスでございまして、他の合計額等には変わりはありません。

訂正は以上でございます。申し訳ございませんでした。

では、常任委員会資料の7ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターにつ

いて御報告いたします。

(1)の設立の目的ですが、当センターは内水面における漁業及び養殖業の振興と内水面資源の保護培養等を図るために設立されました。

(2)の組織ですが、役員は計9名、職員は10名となっております。

(3)の出資金等ですが、出捐金は3,000万円で、このうち県分は1,500万円でございます。

次に、お手元の令和4年9月定例県議会提出報告書95ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、(1)内水面漁業及び養殖業の振興に関する事業では、ウナギ資源の適正管理のため、うなぎ稚魚の取扱い条例に基づく現地調査や池入れ制限の指導等を行いました。

(2)の秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川利用秩序の指導やウナギ稚魚の違法採捕の防止に努めました。

(3)の種苗の採捕、供給等に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川において、ウナギ稚魚26キログラムを採捕供給し、収入額は3,400万円余となりました。

続いて、96ページを御覧ください。

(4)の水産動植物の保護培養等に関する事業では、ウナギ稚魚の来遊状況調査、カワウ生息状況調査等を行いました。

次に、163ページを御覧ください。

経営状況等につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、中段の表にあります県関与の状況につきましては、人的支援として、県職員は非常勤役員に2名、職員に2名、県退職者は常勤役員として2名でございます。

その下の財政支出等の令和3年度につきましては、県委託料が5,500万円余、県補助金が1,500万円余、さらにその下の欄のその他の県からの

支援等として、経営基盤強化対策資金の借入金  
が3,000万円でございます。

一番下の活動指標につきましては、①の県内産種苗に占めるセンターの割合は16.8%、達成度は56.0%、②の県内各河川の監視指導回数は263回でございます。

続きまして、164ページを御覧ください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和3年度の欄でございます。

経常収益は1億700万円余、経常費用は9,500万円余で、当期経常増減額はプラス1,205万3,000円となりました。

その結果、一番下の正味財産期末残高は3,500万円余となりました。

次に、中段の財務指標ですが、①の正味財産増減率はシラス採捕・供給事業の収益増加等により、実績値は159.7%となりました。

②の管理費比率は、管理費の抑制に取り組んだ結果、実績値は16.5%となっております。

次に、下段の総合評価の右側、県の評価ですが、第5期経営改善計画に基づき今後も体質強化を図るとともに、引き続き、ウナギ資源の適正管理や持続的な養鰻業の発展並びに内水面の振興に寄与していくことを期待するとしております。

続きまして、令和4年度の事業計画を御説明いたします。

報告書の102ページにお戻りください。

今年度は、2の事業計画のとおり、おおむね昨年と同様の事業に取り組んでまいります。

次の103ページの3、収支予算書ですが、I、事業活動収支の部の1、事業活動収入につきましては、中ほどの種苗販売事業収入を昨年度同様の3,100万円といたしまして、中段囲みの事業活動収入計は9,767万円余を計画しております。

104ページを御覧ください。

下の囲み欄の事業活動支出計は9,176万円余を見込んでおり、その下の事業活動収支差額は591万円余を計画しております。

続きまして、Ⅱの投資活動収支の部ですが、105ページに移りまして、囲み欄の上から2番目、投資活動収支差額はマイナス291万円余で、Ⅲの財務活動収支の部の一番下、財務活動収支差額はマイナス300万円と見込んでおります。

**○大村水産政策課長** 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。

(1)の設立の目的ですが、当協会は、栽培漁業の推進及び養殖業の振興により、海面における本県水産業の発展を図るとともに県民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものであります。

(2)の組織ですが、役員は計11名、職員は役職兼務職員を除いて計8名であります。

(3)の出資金等ですが、出捐金は1億1,165万7,000円で、このうち県の出捐金は5,582万9,000円でございます。

次に、お手元の令和4年9月県議会定例会提出報告書の107ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、(1)の栽培漁業振興事業では、栽培漁業の普及啓発やヒラメの種苗放流による資源造成型栽培漁業を推進いたしました。

その下の(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、ブリ稚魚の需給調整やマダイなどの人工種苗の動向把握と安定供給を行ったところがございます。

その下の3の種苗生産技術開発事業では、養殖ブリの周年出荷を可能とするため、通常の時

期とは異なる夏に種苗生産を開始する超早期種苗の供給実証試験などに取り組みました。

最後の(4)の養殖用種苗供給事業では、マダイやシマアジなどの養殖ニーズに対応した種苗の生産供給を行ったところがございます。

続きまして、165ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、当法人の令和3年度実績の評価について説明いたします。

中ほどの表の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。令和3年の県の委託料は773万円余、県補助金は2,465万円余、その右側になりますが、県からの派遣職員の人件費は3名で1,504万円余であります。

次に、下段の表の活動指標の欄を御覧ください。3つの活動指標を掲げておりまして、それぞれの目標値に対する令和3年度の達成率は、①の放流用種苗生産日数は110.9%、②のヒラメの放流魚混獲状況は143%、③の栽培漁業に関する普及啓発は94.6%でございました。

166ページを御覧ください。

一番上の表の財務状況の欄を御覧ください。左側の正味財産増減計算書の令和3年度の欄ですが、中ほどになります当期一般正味財産増減額はマイナス527万円余、指定正味財産は該当ございませんので、一番下の正味財産期末残高は2億6,597万円余となっております。

続きまして、その右側の貸借対照表の令和3年度の欄を御覧ください。資産は3億2,419万円余、3つ下の負債は5,822万円余、結果、その下の正味財産は2億6,597万円余でございます。

中段の表の財務指標の欄を御覧ください。3つの指標を掲げておりますが、①の1人当たりの自主財源収入金額では、目標値790万円余に対しまして、実績値は1,460万円余、②の収支比率

は、目標値103.6%に対しまして、実績値は98.7%、③の主な収益事業魚種の販売収入は、目標値8,836万円余に対しまして、実績値は1億396万円余となっております。

一番下の表の総合評価の欄を御覧ください。表の右側の県の評価の欄でございますけれども、令和元年度及び2年度の黒字決算から令和3年度につきましては赤字決算となりましたが、新たに策定しました中期経営計画に基づき、効率的な種苗生産の取組を推進することにより、安定した経営が図られると評価しております。

続きまして、令和4年度の事業計画について御説明いたします。

112ページを御覧ください。

2の事業計画ですが、昨年度と同様に栽培漁業振興事業など、4つの事業に取り組んでまいります。

次の113ページになりますが、3の収支予算書のIの一般正味財産増減額の部では、(1)の経常収益は2億102万円余、(2)の経常費用は2億100万円余を見込んでおります。その下の2の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は2億6,309万円余で、その結果、一番下の3の正味財産期末残高は同額の2億6,309万円余を見込んでおります。

○林田畜産振興課長 当課から3法人について報告いたします。

常任委員会資料9ページを御覧ください。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の経営状況等について報告いたします。

(1)の設立の目的ですが、当協会が枝肉価格等の変動で生じる損失を補填することを目的に、平成8年に設立されております。

(2)の組織ですが、役員は会員理事ほか監

事を含む17名、協会事務を県経済連へ委託しており、法人としての専属の職員はおりません。

(3)の出資金等ですが、寄託金として6,166万円、そのうち県は2,000万円、比率は32.4%でございます。

次に、経営状況等について御説明いたします。

お手元の令和4年9月県議会定例会提出報告書167ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

一番下の欄、活動指標を御覧ください。活動指標は2つ掲げておりまして、①の基金造成額は達成度100.5%、②の補填金交付額は達成度101.3%となっております。

次に、168ページを御覧ください。

一番上の表、財務状況を御覧ください。

まず、表の左側、収支計算書でございますが、令和3年度の収入が1億685万円余、支出が1億669万円余で、この結果、収支差額が16万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和3年度の資産は、流動資産と固定資産を合わせて8,529万円余となっており、その3行下、負債が8,314万円余となっております。その下の資産から負債を差し引いた正味財産が215万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。適正運営の指標として収支バランスを設定しており、達成度は100%となっております。

その下段、総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格相場が不透明な中、当協会の活動は和牛肥育農家の経営安定のために重要な役割を担っており、補填についても基金の範囲内で行われ、財務内容は健全であり、

組織運営も良好であると評価しております。

続きまして、常任委員会資料10ページを御覧ください。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団であります。

(1) 設立の目的ですが、当協会は、肉用牛の改良及び増殖を促進することを目的として、昭和44年に設立されております。

(2) の組織ですが、役員は合計21名、そのうち県職員1名、県退職者1名となっております。職員は合計25名となっております。

(3) の出資金等ですが、寄託金として9,800万円、そのうち県が4,000万円で、比率は40.8%であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。

定例会提出報告書169ページを御覧ください。

中ほどの表、県関与の状況を御覧ください。県の財政支出であります。令和3年度、県の委託料が1億2,744万円余となっております。

その下の主な県財政支出の内容の、宮崎県肉用牛改良総合対策事業は、種雄牛の能力を把握するための検定を行う事業で、内容は、種雄牛候補牛となる直接検定牛の購入費や産肉能力検定に係る経費及び円滑に実施するための推進費であります。

下の段、活動指標を御覧ください。凍結精液の譲渡本数を指標として設定し、達成度は109.8%であります。

170ページを御覧ください。

表の財務状況でございます。

左側、収支計算書でございますが、令和3年度の収入が5億9,326万円余、支出が5億8,904万円余、その結果、収支差額402万円余となっております。

右側の貸借対照表であります。令和3年度の

資産は、流動資産と固定資産を合わせまして10億1,698万円余となっており、その3行下、負債が2億5,176万円余となっております。その下にあります資産から負債を差し引いた正味財産が7億6,521万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。①の自己収入比率の達成度は94.8%、②管理費比率が124.1%であります。

次に、総合評価を御覧ください。右側の県の評価でございます。県内の繁殖雌牛頭数の増加や低価格帯の種雄牛の凍結精液価格の改定により、今後も安定した事業収入が見込めること、また、費用の削減が図られ、負債額も減少しており、8期連続の黒字決算を達成していることから、本県の肉用牛経営の要となる施設として安定的な供給体制が構築されていると評価しておるところでございます。

続きまして、常任委員会資料11ページを御覧ください。

一般社団法人宮崎県酪農公社でございます。

(1) 設立の目的ですが、当公社は、乳用育成牛の預託に係る哺育・育成を中心に、県内酪農家の経営や労力負担軽減の支援を行うことを目的として、昭和43年に設立されております。

(2) の組織ですが、役員は合計11名、そのうち県職員が2名、職員は合計15名となっております。

(3) の出資金ですが、出資金として1億6,058万円、そのうち県が8,000万円、比率が49.8%でございます。

次に、経営状況等について御説明いたします。

令和4年9月県議会定例会提出報告書の171ページをお願いいたします。

中ほど、県関与の状況を御覧ください。県の財政支出であります。県補助金として、公社



の施設整備に係る起債償還額を出資割合に応じ、276万円余、研修型雇用による人材育成支援として230万円を支出しております。

次に、活動指標を御覧ください。活動指標は2つ掲げてございます。①の預託牛の入牧延べ頭数は達成度104.9%、②の年間生乳出荷数量は達成度117.5%となっております。

次に、172ページを御覧ください。

上段表の財務状況を御覧ください。

左側、損益計算書でございますが、一番上、売上高は4億4,330万円余となり、売上原価等を差し引いた一番下の当期純利益が151万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和3年度の資産は、流動資産と固定資産を合わせて2億8,518万円余となっており、負債が4億1,360万円余となっております。資産から負債を差し引いた正味財産がマイナス1億2,842万円余となっております。

次に、中段の財務指標でございます。

①の当期収支差額の達成度が31.1%と低くなっておりますけれども、当期収支差額につきましては、配合飼料等の価格高騰によりまして、計画よりも売上原価が高くなったことで達成度が低くなったところでございます。②自己収入比率が94.2%、③の管理費比率が113.9%となっております。

続きまして、総合評価を御覧ください。

右の県の評価であります。

県内酪農家に対し、公社より乳用牛育成預託の説明会やパンフレット等を配布し、預託事業の周知を積極的に実施した結果、令和2年度に引き続き、令和3年度も目標数以上の預託頭数を確保してございます。また、県外からの外部講師や畜産試験場の研究員による定期的な受胎

率向上の技術指導等を行いまして、公社職員の飼養管理技術も向上しているところでございます。このような取組の結果、令和3年度も目標としていた黒字化を達成し、今年度も令和3年度に策定した経営改善計画を確実に実行し、引き続き、黒字化を達成していく必要があると評価しているところでございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について、質疑はありませんか。

○満行委員 内水面振興センターの事業報告ですけれども、漁業取締り・密漁防止ということで、これだけしか書いてはいないんですが、263回実施したということになっているんですけれども、取締り・密漁防止の取組について、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○赤嶺漁業管理課長 漁業取締りにつきましては、内水面全般なんですけれども、河川の取締りということで、河川環境の監視、そして、遊漁者の方々とか漁業者の方々が間違った採捕の仕方や密猟などを行っていないかを、河川を巡回しながら監視をするものでございます。

指導回数につきましては、少々お待ちください。

○満行委員 263回じゃないんですか。

○赤嶺漁業管理課長 263回でございます。

○満行委員 この振興センターが具体的にどうしているのか、263回の中身と、県の漁業取締りとの連携、その2つについてお願いします。

○鈴木農政水産部次長(水産担当) すみません、課長から細かい点についてはお答えを申し上げますけれども、特に取締りに関して、大きくは2つです。一つは、シラスウナギの密漁防止ということで、警察とも連携しながらしっかりと取締りをやっています。もう一点が、河川

の一般的な遊漁者なりが遊漁のルールを守って  
いなかったり、県の調整規則を守っていなかっ  
たりする場合がございますので、そういうもの  
をしっかり守っていただくということで巡回す  
る。以上が取締りの内容になってございます。

○満行委員 県にも漁業取締りという役割があ  
ると思うんですけれども、それと、内水面振興  
センターとの連携というのはどういう状況なの  
かお尋ねします。

○赤嶺漁業管理課長 まず、内水面振興センタ  
ーで行っている取締りと県との関係ですが、県  
では、取締船たかちほで、海上からの取締りな  
どを行いますけれども、内水面のシラス取締り  
の時期になりましたら、陸上からも密猟がいな  
いか巡回監視、取締りを行っているところです。  
それと同時に、内水面振興センターの職員も一  
緒に取締り、監視に当たることもございます。  
内水面振興センターが行う監視のメインといた  
しましては、大淀川、一ツ瀬川が採捕量が最も  
多いんですけれども、以前からこの2河川につ  
いては密猟違反が散見されるところであるため、  
内水面振興センターが採捕をしながら、監視も  
行うという2つの役割を同時に行っているところ  
が特徴です。県で行うものと内水面振興セン  
ターで行うものの大きな区別はそういうことにな  
りますけれども、実際はそこの中で情報交換、  
連携を図りながら、警察、海上保安部とも連携  
しながら、効果的な取締り体制を構築している  
ところでございます。

○満行委員 もうここは一般財団法人なので、  
司法警察を持っていないので、前は警察職員を  
派遣していただいていたと記憶しているんです  
が、現状はどうなんでしょうか。

○赤嶺漁業管理課長 現在も県に県警からの出  
向職員が1名おります。内水面振興センターに

も1名職員を配置いたしておりまして、実際に  
取締りを行っているところでございます。

○満行委員 その振興センターに配置されてい  
る警察からの出向者はどういう身分なんでしょ  
うか。

○赤嶺漁業管理課長 身分としては、司法警察  
員ではございませんけれども、警備取締対策監  
として配置して、実際の業務の指導などを行っ  
ていただいています。

○濱砂委員 報告書の80ページ、農業振興公社  
で、勘定科目の投資有価証券3,710万4,000円と  
いうのがあります。これは何ですか。

○馬場農業担い手対策課長 80ページの投資有  
価証券の3,700万円余につきましては、農業開発  
公社の時代から所有していましたが現金預金の一  
部になりまして、地方債の一部でございます。

○濱砂委員 地方債は1年間で84万4,000円も差  
が出てくるんですか。地方債の内容は。

○馬場農業担い手対策課長 神戸市の公募の公  
債でございます。

○濱砂委員 神戸市の公債。1年間で84万4,000  
円の差が出ている、この債券の内容は何ですか  
ということなんです。こんな差額が何で出るん  
ですかということなんです。

○馬場農業担い手対策課長 年度末の評価額が  
下がっており、この84万4,000円余は評価損にな  
ります。

○濱砂委員 何でもともと神戸市の債券を持っ  
ているんですか。農業公社でしょう。すぐに分  
からないなら後から説明をお願いします。少し  
興味深い勘定科目だから。

○馬場農業担い手対策課長 申し訳ございませ  
ん。この財源は、農業担い手確保育成基金で購  
入した有価証券の運用の一部になります。それ  
を積み立てた際に出た現金預金として計上され

ているものでございます。

**○濱砂委員** 1年間でこんなに評価損が出てくるような債券を持っておくべきか検証してください。少し目についたんですけれども、こういう勘定科目が出てくるのは珍しい。御検討願います。

**○山下委員** 同じく農業振興公社です。162ページの総合評価でも、借入農地の目標に届いていないということなんです。今、公社としては、例えば農村の狭隘な条件の悪いところを実質的に借入れはしないでしょう。借り手がないと、農地のあっせんはしていないと思うんです。それとこの数字との整合性はどうなるんですか。

**○馬場農業担い手対策課長** まず、農地の借入れにつきましては、委員が御指摘のとおり、農地の条件によりまして、中間管理の規定上にもありますが、農地等の貸し手の条件が著しく低い場合等につきましては、貸付けはしないということで整理をしております。今回、3,000ヘクタールの目標に対して1,184ヘクタールの39.5%にとどまっているところではございますが、それと、お話のありました財務指標の4年連続の赤字になっているところとの因果関係は少し異なります。その部分につきましては、保有している有価証券の年度末の評価額が減少していること、それから、担い手の基金事業につきまして、単年度での事業費を同一年度内に基金の運用益で賄っていないところが理由になっております。

**○山下委員** 私は農業振興公社の目的がいま一つ分からないんですが、今、農村社会はすごい勢いで高齢化と担い手不足が進んで遊休農地がどんどん増えてきているんです。増えてきている場所というのは、もう御存じだろうと思うんですが、中山間地域の条件が不利な土地なんで

す。あなた方はそれをそのまま突き返していくけれども、ほかの事業で林地に戻していくとか、事業で農地を集約して基盤整備して貸付けもしますよと、その事業も農地整備の中で持っていますよね。じゃあ、なぜ振興公社が中心になって——あなた方もこれだけ多額の財政出動をしているわけですから、もう少し農村社会の状況に応じてこの農業振興公社の目的に入れていかないと。あなた方は、いや国の機関でああだ、こうだって理屈を言うけれども、宮崎県の農業の農村社会の実態に寄り添うことを考えない。このまま放置していくんですか。その辺の整理はどういう考え方ですか。

**○馬場農業担い手対策課長** 御指摘のとおり、県全体といたしまして、令和5年度までに80%を担い手に集積するという当初の目的がございまして、もうゴールに確かに迫ってきております。今年の5月に農業経営基盤強化促進法も改正に至りまして、地域農業の将来像を描きます人・農地プランが今度は新たに地域計画として法定化されております。今度は、農地1筆ごとに5年後、10年後の将来の利用者を目標地図に落とし込みまして、担い手にどのように集積していくかという後押しも出てまいりました。このため、県におきましても、法定化されたこの地域枠を核といたしまして、多様な担い手であります集落営農をはじめ、個別経営体、また、地域にそういった担い手がない場合は集落外からの担い手も交えまして、集落と地権者が協力することで多様な担い手と集落相互の経営発展を目指す新たな地域営農システムの推進に向けて、今、関係機関と一体となりながら取組を進めていこうとしているところでございます。

**○山下委員** 待ったなしなんです。今日は、農村整備課、農村計画課が来ているでしょう。あ

なた方は、今、山村の遊休地が増えてきていることに対して、どのような解決策があると思っているのか教えてください。

**○鳥浦農村整備課長** 今、担い手が減少してきていて、農地を有効的に活用していくためには、農地の整備が非常に大事だと考えております。特に中山間地域では、大規模な圃場整備等はなかなか難しいところもございますので、何件か集まって小さな規模でも整備ができるような形の事業もつくっておりますので、そういったところに担い手の集積も含めて推進をしているところでございます。

**○山下委員** できるところ、できないところ、しっかりと見極めていって、やれるところを優先的にどんどん進めていかないと。だから、あなた方ももう農業振興公社に予算を丸投げして——後で少し6次産業のことも伺いたいと思うんですが——実態をしっかりとつかまえていないということ、これはいつも言うだけけれども、農政水産部の横の連携で、問題提起の議論をして、情報をやりとりして、実績をつくっていくと。実態に合うことを進めていくと。その協議をぜひ真剣に進めてください。

それから、同じ農業振興公社の中で、6次産業化プランナーの実績等も評価してあります。6次産業化というのはもう10数年叫ばれてきて、宮崎県としては本格的に実績をつくってこられたと思うんです。だけれども、ここ10年ぐらい6次産業化をやってきた人たちがどれぐらい経営として成り立っているのか。その辺の評価を出したことがありますか。分かっていたら教えてください。

**○松田農業流通ブランド課長** 6次化の取組に関しましては、6次産業化の総合化計画というのを国に出しまして、認定を受ける制度がござ

います。認定を受けた方の現時点での数は112件ございます。委員が御指摘のとおり、取り組んだ方々は一体どうなっているのかということに関して申し上げますと、取り組まれた112件の中で6割を超える方々は、当初の目的はなかなか達成できていないと評価してございます。これは宮崎県だけではなくて、全国的な傾向といえますか——形として、お一人の方が生産し、製造し、販売していくというような1経営体の中で何役もこなすというような負担が、夢を見て着手はしたけれども、実は投資が結構かかり、あるいは、計画をしていた販売先には売れないという状況が出てくる。いろんな課題もある中で、しっかりと目的達成のために支援をする必要があると国も判断をしまして、総合化計画の認定を受けた方々に対してターゲットを絞って、今年は誰々を指導するという形で経営支援に取り組むことになってございます。

それを受けまして、県でもプランナーを派遣する際には、6次産業化の地域検証委員会というのを設けまして、どの方々のところに行くべきか、もしくは、総合化事業計画を受けていらっしゃる方以外でも、6次化をやっているけれどもなかなかうまくいかないという御相談をお聞きして、この方々にはサポートが必要だということでプランナーの派遣をしてございます。

御指摘の、取り組んだはいいけれども夢の実現というところからはほど遠い方々がいらっしゃる部分、先ほど申し上げました6割超えの方々のフォローアップをしっかりとしていくということで、今年度も含め、次年度以降もしっかりやってまいりたいと思います。

**○山下委員** 農業振興公社、そして、産業支援機構、ここが一緒になって夢とロマンを語りながら、その夢の実現をさせてあげたいというこ

とで政策を持って一生懸命やるんです。スタート時点では補助金もあって、皆さん方がパッケージとか、販売戦略の仕方とかもされると思うんですけども、継続というのがいかに難しいか。商売につながるわけですから、あなた方もこういう指導体制の中で実現をさせた後、素人の農家集団にちゃんとアフターフォローをして寄り添ってあげないと、6割以上の人たちは負債を抱えて何らかの形で悲劇が起きてくるんです。だから、その実態をしっかりとサポートできるように考えていってください。農業振興公社が出てきたから、私も言うておかないといけないなと思って、しっかりと横の連携をして、アフターフォローをしっかりとやって育成していってください。よろしいですか。

**○松田農業流通ブランド課長** 御助言ありがとうございます。委員がおっしゃいましたとおり、食は農業というなりわいから商工という世界にまたがっているところがございます。今回の6次産業化のサポートセンターは、みやざきフードビジネス相談ステーションに4年度から動かしました。ですので、窓口を一元化して、なおかつ社会情勢というのが今は資材の高騰、原料の高騰ということもございますので、経営が立ち行かないというところもしっかり見定めながら、ターゲットを絞って支援してまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○山下委員** 170ページの家畜改良事業団の財務状況の収入の上記以外の収入で1億6,400万円上がっているんですが、これは何の売上げになりますか。

**○林田畜産振興課長** その他の1億6,400万円の主なものは、現場検定用の肥育牛の売上げでございます。

**○山下委員** 分かりました。これは、買い上げ

た牛の産肉能力検定や後代検定の売上げ収入という理解でよろしいですか。

**○林田畜産振興課長** そのとおりでございます。

**○山下委員** その上の補助金等収入の実質は県からの委託費ということでもいいですか。

**○林田畜産振興課長** そのとおりでございます。

**○山下委員** 事業収入は、これが精液販売の金額という理解でよろしいですか。

**○林田畜産振興課長** 精液販売と液体窒素の売上げが混ざってこの3億円余になっております。

**○武田委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○小林農政企画課長** 常任委員会資料の13ページを御覧ください。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における令和3年度の主な取組について御説明いたします。

はじめに、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の概要でございます。この計画は令和3年3月に策定され、10年後を見据えた長期ビジョンとして上段の計画の目標にございますように、あらゆる危機事象に負けない新防災と賢く稼げる農業を目指すスマート化をキーワードといたしまして持続可能な魅力あるみやざき農業の実現を目指すものでございます。これに基づきまして中段の10年後に目指す将来像といたしまして、農の魅力を生み出す人材の育成と支援体制の構築など3つの視点で時代を担うみやざきアグリプレイヤーの確保・育成など7つの柱に沿って、それぞれ具体的な施策を展開していくことをしてございます。それでは令和3年度の

主な取組について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

まず、1つ目の視点、農の魅力を生み出す人材の育成と支援体制の構築についてでございます。

1つ目の柱、次代を担うみやざきアグリプレイヤーの確保・育成では就農相談会やお試し就農の実施により、自営就農者や雇用就農者の確保を促進するとともに他産業からの農業参入に向けた技術実証ハウスを整備するなど、新たな担い手の確保を推進したところでございます。

次に、2つ目の柱、産地サポート機能を有する新たな体制の構築では、空きハウスなど中古施設の改修やスタンバイ農地の転貸しによる第三者承継を支援したほか、大学生等による短期就労モデル実証など、多様な農業人材の活用に向けた推進体制を整備したところでございます。また、外国人材の確保に向け、外国人コンシェルジュの配置による相談対応などフォローアップ体制を強化するとともに農業現場の働きやすさを向上させるため、簡易トイレの設置など環境整備を支援したところでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

2つ目の視点、農の魅力を届けるみやざきアグリフードチェーンの実現についてでございます。

1つ目の柱、スマート生産基盤の確立による産地革新では露地野菜において作業工程の見える化による分業化を促進する耕種版インテグレーションの普及などに取り組むとともに農地の区画拡大等に向けた圃場整備等を実施いたしました。また、施設園芸の養液栽培における安定多収技術の確立に向けた実証試験を実施いたしました。

次に、2つ目の柱、産地と流通の変革を生か

した販売力の強化では、県産農畜産物に含まれる機能性成分を探索し、みやざき地頭鶏が機能性表示食品として販売開始となるなど、商品化を促進いたしました。また、食と農に関する多様な事業者の連携により、新商品等の開発に取り組むローカルフードプロジェクトにおきまして、全国最多の8つのプロジェクトを実施するなど、食と農の連携をサポートしたところでございます。海外輸出につきましては、生産者や輸出事業者と連携した輸出促進活動を実施し、輸出額は過去最高の81億円余となりました。

3つ目の柱、産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革では、青果物輸送における荷下ろし箇所削減のため、関東などの消費地に配送拠点の設置を推進したほか、輸送事業者へのフォークリフトなど省力物流機器の導入支援やフェリーを利用した帰り荷輸送の実証に取り組んだところでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

3つ目の視点、農の魅力を支える力強い農業・農村の実現についてでございます。

1つ目の柱、次世代に引き継ぐ魅力あるあふれる農山村づくりでは、中山間地域の食資源を活用した新商品開発や産地型商社の検討設立に向けた専門家派遣を実施するとともに世界農業遺産である高千穂郷・椎葉山地域のオンラインツアー等を開催したところでございます。

次に2つ目の柱、持続的で安全・安心な農業農村づくりでは、畜産バイオマス資源循環の促進に向け、良質堆肥の県外農業会への広域流通等に取り組むとともに防災重点農業用ため池の補強対策工事や農業用施設の機能診断を実施したところでございます。また、家畜防疫、植物防疫体制の強化としまして、家畜防疫資材の備蓄倉庫の整備やサツマイモ基腐病に強い品種の

選定試験等に取り組んだところでございます。

○大村水産政策課長 常任委員会資料の17ページを御覧ください。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の令和3年度の主な取組について御説明いたします。

当計画は令和3年から12年度までの10年間を計画期間として、10年後を見据えた長期ビジョンと前半5年の具体的な施策となる基本計画で構成しているところでございます。

上段の計画の目標についてですが、ひなたイオベーションで新たな波に乗り成長する水産業を基本目標とし、生産環境の技術革新と多様化、経営体の高収益化と流通改革などの4つの柱に基づき、本県水産業の成長産業化を目指しているところでございます。

その下の目指す将来像と施策の基本方向でございしますが、生産環境の創出など、4つのイオベーションの展開によりまして、経営体の収益性が向上することで、漁村が活性化し、多様な人材が集まるといった成長のサイクルが形成され、その成長を水産資源や水産基盤が伝えるという将来を目指しているところでございます。

それでは、令和3年度の主な取組について施策ごとに御説明いたします。

18ページを御覧ください。

まず、施策1の人口減少社会に対応した生産環境の創出では、①の技術革新と漁場利用の最適化による生産力強化としまして、真ん中の写真になりますが、ブリ養殖における大型の浮沈式生けすの導入などによる生産性の向上や、その右側の写真になりますが、過去に整備を行った既存の漁礁漁場に新たな漁礁を追加で設置することにより、その機能を回復・強化するとともに、その下の②の多様な人材確保と生産・流通構造のスマート化では右端の写真になります

が、県で開発した過去の操業データから漁場を推定できる漁業技術支援アプリによる新規就業者や若手漁業者の技術習得の支援などに取り組んだところでございます。

次に、施策2の成長をつかむ高収益化と流通改革では①の漁業経営体の構造改革と育成強化としまして、高収益型漁業への転換を図るための新船建造や漁労機器の導入を支援するとともに、次の19ページになりますが、②の水産バリューチェーンの最適化では輸出拡大やHACCPへの対応に取り組む事業者の施設整備の支援や学校給食への水産物の提供などを実施したところでございます。

次に、その下の施策3の水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応では、①の水産資源の利用管理の最適化としまして、左の写真になりますが、国際的な資源管理が行われておりますクロマグロの漁獲制限の遵守やアマダイ類やヒラメなどの沿岸資源の管理や種苗放流を行うとともに、その下の②の環境に配慮した責任ある水産業の推進では藻場や干潟の保全活動への支援や内水面資源のカワウ被害対策などを実施したところでございます。

次に20ページを御覧ください。

施策4の成長産業化を支える漁村の基盤強化ですが、①の災害に強い漁村と安全対策の推進につきましては、各漁港の防波堤などの地震・津波対策や漁業者の安全確保のための無線局施設の更新を、その下の②の漁協と生産・流通の基盤強化では、漁協合併に向けた検討会や漁港の衛生管理対策の実施、それから漁協の共同利用施設の整備に係る支援を行うとともに、③の漁村・内水面の多面的機能の発揮促進では漁港施設の老朽化対策や県内外からの遊漁者の誘致を目的とした内水面漁協の電子遊漁券の導入の

支援に取り組んだところでございます。令和3年度の主な取組については以上でございます。

本計画の推進に当たりましては、今後も漁業者や関係団体と連携を図りながら着実に実行してまいりたいと考えております。

○原田中山間農業振興室長 常任委員会資料の21ページを御覧ください。

野生鳥獣による農林作物等の令和3年度被害額についてでございます。本件につきましては、午前中の環境森林部の審議におきましても同じ資料で説明がなされていることから、私からは農作物関係を中心に御説明させていただきます。

(1)の令和3年度被害の状況についてでございます。令和3年度の被害額は農作物人工林特用林産物全体で約3億8,300万円で、令和2年度より約4,000万円の減少となっております、このうち農作物関係につきましては、①部門別・作物別被害の状況の表の農作物の欄のとおり、令和3年度の被害額は約2億9,000万円で、令和2年度と比べ約5,400万円の減少となっております。また、②鳥獣別被害の状況につきましては、鹿とイノシシの被害額が大きく、併せて被害総額約7割を占めているところでございます。

次に、(2)の被害額増減の要因でございますが、農作物につきましては、①にありますとおり、被害防止のため、加害重視に応じた被害防止対策の研修会をはじめ、効果的な侵入防止柵や捕獲対策に取り組んだことにより、全体的に被害が減少しており、獣種で見ますと、イノシシによる果樹被害や猿により野菜などの被害が減少しているところでございます。

22ページを御覧ください。

(3)の今年度の主な取組につきまして、農政水産部所管分は①と②となりますが、①にありますとおり、関係機関や団体等からなる地域

鳥獣被害対策特命チームや総合農業試験場に設置されている鳥獣被害対策支援センターを中心に集落内の合意形成をはじめ、餌場の除去や追い払いなどの集落対策、適切な侵入防止柵の設置及び維持管理などの推進、集落の代表者などを対象とした地域リーダーの育成や侵入ルート等を踏まえた適切な捕獲対策など、地域一体となった被害防止対策を推進してまいります。

また、鳥獣被害対策支援センターにおきましては、専門的知識に基づき、人材育成や被害防止技術の実証普及に取り組むとともに今年度から新たに被害が増加している地域などを対象として課題の抽出や課題解決策を実践する重点現地支援に取り組んでまいります。

次に、②にありますとおり、国の交付金を活用して集落での徹底的な追い払いや鳥獣を寄せ付けない環境づくりなどの集落対策で捕獲活動、侵入防止策の整備等を支援してまいります。特に侵入防止策の整備に当たりましては、集落において設置前の事前研修を実施してより効果的な整備を推進してまいりたいと考えております。さらに捕獲活動に関しましてICT等の新技術を活用した捕獲機材の整備を支援するとともに捕獲鳥獣のジビエとしての利用促進を図るため、処理加工事業者等を対象とした解体研修や調理師等を対象とした調理研修のほか、県内の飲食店とコラボしたジビエフェアの開催などに取り組んでまいります。

○海野農産園芸課長 常任委員会資料の23ページを御覧ください。

耕種農業の生産拡大に向けた取組SSR運動の展開についてでございます。

(1)の概要でございますが、本県農業の担い手の高齢化や減少が進む中、中ほどの表にありますとおり、県では第八次宮崎県農業・農村



振興長期計画において、耕種農業の産出額を平成30年の1,189億円から令和7年には1,287億円へ約100億円アップする目標を立て、取り組んでいるところでございます。耕種部門の拡大を図るためには生産者の所得が確保され、拡大再生産が可能となる必要があるため、全国シェアが高いなど、本県の強みを発揮できる主要品目について生産性向上をはじめとした産地振興の考え方をまとめた品目別振興方針を作成することとしております。

24ページを御覧ください。

品目別振興方針の策定に当たりましては、その品目の現状や課題を踏まえ、就農などの産地の目指す姿や目標を明確にしながら生産者の目線に立った取組とそれをサポートする関係者の取組を示すこととしております。例えば、例にございますように、冬春きゅうりでは平均反収を現状の18トンから25トンへ向上することなどを目標に、新規就農者の育成や産地ビジョンの策定などの取組を通じて生産量で1万1,000トン、産出額で40億円の増加を目指すこととしております。また、その下にありますように耕種農業算出額100億円アップに向け、これらの振興方針が農業者まで幅広く浸透し、県内の産地・品目の関係者が一体となって取り組む機運を醸成するため、施設園芸の収量向上、水稻経営の規模拡大、露地園芸の作付拡大、この3つを包括し、その頭文字を取ってSSR運動と銘打って今年度から取り組んでおります。具体的には施設園芸では、経営のデジタル化・スマート化、水稻経営では農地の大区画化や担い手の確保、露地園芸では耕種版インテグレーションの拡大などを中心に必要な取組対策を地域の生産部会の計画へ反映しながらその実現に向け、JAグループや市町村等と一体となって支援すること

としております。

○林田畜産振興課長 常任委員会資料の25ページをお願いいたします。

第12回全国和牛能力共進会についてであります。いよいよ全共鹿児島大会まで3週間余りとなりました。8月に県代表牛決定検査が開催され、(1)の表にありますとおり、23頭の代表牛が決定したところでありましたが、このうち第1区の若雄守浩桜につきましては、全国和牛能力共進会の家畜衛生対策要領に規定される予防接種条件を満たしていないことにより、出品を取りやめることといたしました。チーム宮崎一丸となって取組を進めている中で、今回、県優秀牛が出品できない事態となりましたことを深くおわびを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

残る22頭につきましては、非常にレベルの高い決定検査の中で、全国でも十分に戦える代表牛が選定されたと考えております。現在、各地域で磨き上げが行われているところでございまして、県といたしましてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

(2)の全国和牛能力共進会本選の主なスケジュールでございます。

10月6日木曜日に開会式が開催され、8日土曜日に特別区と種牛の部の第1区の等級が決定し、9日日曜日に種牛の部の第2区から第6区、肉牛の部の第7区と第8区の全ての出品区の序列が決定いたします。そして10日月曜日には、いよいよ全共の最高位賞であります内閣総理大臣賞が種牛の部、肉牛の部でそれぞれ決定し、閉会となります。

26ページを御覧ください。

(3)の大会会場でございます。種牛の部が鹿児島県霧島市牧園町の霧島高原国民休養地周

辺で開催されます。肉牛の部は、鹿児島県南九州市知覧町のJA食肉かごしま南薩工場となっております。なお、種牛の部は牛舎のあるエリアへの入場が制限されており、肉牛の部の会場には一般の方の入場ができません。種牛の部の会場へのアクセス方法でございますが、会場周辺には一般の駐車場がございません。宮崎方面からですと、霧島神宮の周辺3か所に臨時駐車場が設置されておりまして、会場までシャトルバスで送迎を行うこととなっております。

次に、(4)の種牛の部の会場レイアウトでありますけれども、道路を挟んで右側、こちらが審査会場のあります共進会エリア、それから左側の全国各県が牛肉のふるまいなどを行う②から⑥まで催事エリアとに分かれてございます。こちら共進会エリアにつきましては、審査会場を除く牛舎及びその周辺は一般参観者の入場が制限されております。また今回は、新型コロナウイルスの感染対策の観点から審査会場の収容人数が上限に達した場合、入場制限をかけるということも事務局から聞いているところでございます。なお、来場の際は、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染対策に御協力をお願いすることになってございます。

コロナ禍での開催ということで、非常に制約の多い大会となっておりますが、ぜひ会場へお越しいただき、本県からの出品牛、出品者の皆さんを応援いただきますようお願いいたします。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項についての質疑はありますか。

○蓬原委員 21ページの野生鳥獣による被害額ですけれども、先ほど環境森林部からも報告を受けて、増えるもの、減るものがあるわけで、確かに農作物の被害については減っています。

それはそれでいいことだと思うんですが、被害には直接被害と間接被害というのがあって、直接的にはいろいろ柵を設けたことで減っているんでしょうけれども、柵を要する費用というのもある意味、人間にとって大きな被害なわけです。鳥獣被害対策費が大きくなつた中で、どの程度対策が講じられて、こういう減少傾向になっているのか、そのトータルとしての被害という捉え方をしないといけないと思うので、根本的な対策になっていないわけですよ、その数字が分かれば教えていただけませんか。

○原田中山間農業振興室長 鳥獣被害防止対策の総合交付金につきましては、令和3年度に総額で6億6,000万円ほど交付されております。そのうち推進交付金という捕獲活動費だったり、市町村の推進活動費が2億5,000万円ほど、また、侵入防止柵、処理場といった整備費用について4億1,400万円ほどの交付となっております。

○蓬原委員 では、直接被害と、予算的に策を講じたこと、言うなればこれも被害だと思うんですけども、私は過去に十何億円という数字があったように記憶しているんですが、実際どういう傾向なんですかね。被害は減っている、その後、防護柵の費用は増えているということなのか、トータルとしてどういう傾向になっているんですか。

○原田中山間農業振興室長 ここ最近の交付金の推移につきましては、ここ2年ほど増加傾向にあります。市町村らの要望額に応じた形で国に要望してそれに対して国から交付されますので、要望が大きくなってきているところもございます。

○蓬原委員 ですから、たちごとことは言わないけれども、ずっと永遠に続く対策だろうなと思っていましたね。鹿が特に増えているから

鹿を減らすことの対策、狩猟者が減っているから若手狩猟者を増やすとか、ICTを利用した捕獲システムをつくるとか、いろいろやっぺらっしゃることは分かるんだけど、その辺りの根本的な対策みたいなもの、いろんな立場の専門家から何か方法はないでしょうか。そうでないと永遠に続きますよね。

**○原田中山間農業振興室長** 鳥獣被害防止対策というのが今、御指摘のとおり、鳥獣を寄せつけない環境づくり、集落全体の追い払い、そして捕獲対策といった地道な活動を通じてここに至っているわけですけども、イノシシであったり、猿であったり、それぞれの加害獣種の行動特性を見て、例えばその侵入ルートはこういう所なので、こういった所にも捕獲檻を整備したほうがよいとか、あるいは防護柵について、高さをこのくらいにして下から入ってこないようにしたほうがよいといった専門家を招いた研修等も集落でやってございます。そういった非常に地道な活動ではございますが、侵入防止対策とともに集落全体の追い払いと、環境資料になっている捕獲対策を組み合わせたいと考えております。

**○蓬原委員** 難しい問題だと思います。一方では自然生態を守ることがあるわけですから、その自然に元々いたものを根絶やしにするというのはよくないことでしょうから、人工と自然の折り合いをどこでつけるかだと思うんだけど、先ほどICTの話も出てきましたので、何かもう少し効率なやり方がこれからいろいろと将来にわたって研究が進まないものかなと思っていまして、トータルとしての被害の考え方を申し上げたところでした。

**○濱砂委員** 13ページですが、長期ビジョンを見据えた長期戦略の一番下、構造展望、非常に

いいんですけども、経営体数は年々減少して3万1,762から2万3,800になる。生産人口が4万1,770人から3万6,700人に減少する、経営耕地面積が約4万ヘクタールへと少なくなっていく。しかし売上げは3,700億円に増加していくというこのビジョン、これはどうなんだろうね。農地が少なくなるというのはさっき、山下委員から話があったとおり中山間地域等の耕作放棄地がだんだん出て、その農地を集約していくというのは分かるんですが、生産人口が減って農業算出高が増えていくというのはどうなんですか。

**○小林農政企画課長** この展望につきましては、委員御指摘のとおり、農業経営体数は令和7年あるいは令和12年には現在から8,000程度が減少していくという試算をしているところでございます。また、生産人口も同様に減少していくと試算しているところでございます。一方で、委員御指摘のとおり、1経営当たりの面積、経営規模の拡大でありますとか、あるいはスマート農業機器による効率的な生産構造の実現といったところで生産性を向上させましてその結果として、令和12年には算出額を現在よりも年300億円程度増加させていくという構造が基本的なビジョンということで、令和3年3月に策定しているところでございます。

**○濱砂委員** 果たしてこういう試算というのが成り立つんですか。私が説明しにくいと思うのは、スマート農業というのはだんだん進んでいくだろうと思うんですが、それだけ生産コストが上がっていく。非常にこの形態は厳しい状態に——今の肥料や燃料の問題も含めて、生産人口が4万1,000人から3万6,000人に減少するのは分かるんですけども、さらに耕地面積が減少するのに農業算出額が増えるというこの計

算が成り立つものなんですか。

**○小林農政企画課長** 構造展望は1つのモデルとして策定しているというところで御理解をいただきたいと思っております。その上で理屈として申し上げるといたしますれば、確かに御指摘のとおり、御高齢による離農等で耕地面積というのは減少していく部分はあるだろうと思っておりますけれども、中心的な経営体、個人の方でもありますれば、あるいは大規模な法人の方というのも想定されるかと思うんですけれども、そういった方に、離農される方の農地の集積集約等を進めまして、効率的な農業の——要するに生産活動の円滑化、効率化そして、例えば一筆一筆の土地が狭い所を集約をして、畦畔を除去をして、平らにならして、その結果として機械を動かしやすくなって作業時間を短く効率化する。あるいはスマート機器を入れることによって、反収を上げて、面積は少なくなるけれども、とれる物の量を多くするという考え方、スマート化を進めるということで、農地面積が減少するという試算をしている一方で、生産額は高めていきたいと、当時計算をしてこういった数字目標を掲げているところでございます。

**○海野農産園芸課長** 先ほど農政企画課長が申しましたように、生産性向上という観点で申しますと、耕種部門におきまして、この施設園芸では単位面積当たりの収量を増加させる、耕地面積を変えずにそこで生産される量を増やしていく。これでもってその生産額を上げていこうという取組をしております。先ほども少し説明をさせていただきましたが、きゅうりの反収を向上させる、1つのハウスで栽培期間をできるだけ延長する。それから苗1本当たりの収量も増やしていく、こういったことで40億円の生産アップを目指そうとしております。こういった

ことなども含めて限られた面積あるいは減っていく耕地の中で、生産額を最大限上げていこうという取組をしているところでございます。

**○濱砂委員** 必要なことなんです、分かるんですけれども、実際にきゅうりの生産量が18トンから25トン、これ何人も人を入れれば別なんです、人口が減るんですから、機械で収穫はなかなかできないだろうと思うんです。毎日入ってこれなんですよ。例えばこの前、西都市のピーマンのハウスの現場に常任委員会の調査で行ったんですけれども、年間の収穫を20トン見ているんですよ、採れるはずがないです。大体今10トンから12~13トンなんですよ、努力しても本当に名人でも15~16トンなんですよ。それを新規就農者が20トンの計画を立ててあるので、計画は、目標だからいいんですけれども、じゃあ実際にこれが果たして出来上がるものかなと、私は農家の前でこの説明はできないです。数字だから、ああそうですかで済ませればそれでいいんですけれども、これがいいのかと正直思うんですよ。

**○海野農産園芸課長** 御指摘のとおり、大変高いハードルの目標であろうと考えております。事例として御紹介しました18トンと申しますのは、きゅうりのいろんな作型の中で、都城地域などでなされております吊おろし栽培、これが御当地の部会の平均で20トンほど取れているということも伺っておりまして、そういった高い実績などを目標にしてほかの産地などにも普及して少しでも上げていこうと。

それから、やはり収量が上がってきますと、それを収穫する人手も要る、栽培管理の人の確保が問題になってまいります。御指摘のとおり、収穫ロボットなども開発・取組が進んでおりますけれども、直ちに現場に導入という状態では

ございません。したがって、人の確保、こういったことも併せて取り組んでいく必要があるというのは御指摘のとおりだと考えておりました、取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松委員** 私も第八次宮崎県農業・農村長期計画についてですが、新規就農者で非常に本県は良好な数字をあげてきております。そういった中で現在、肥料価格の高騰であったり、資材の高騰によって、ハウスなどの初期投資がかなり増大して、収支計画がなかなか立てづらいということで、就農に二の足を踏むような状況だと思いますが、現状はどのようになっているのか、直近の状況を教えてもらいたいと思います。

**○馬場農業担い手対策課長** 本県におきましては、新規就農者の中でも施設園芸において面積10アール、20アールから始められるとしても、どうしてもハウス整備を伴います。資材の高騰によって、現在、ハウス等が高くなっている中で委員御指摘のとおり、そこに大きなハードルがあるかと思っております。その中で、先ほど資料の中でもありました14ページの中ほどの、産地サポート機能を有する新たな体制の構築の中の1つ目の丸、中古施設を改修しました空きハウスの第三者承継の取組につきましても昨年度、本県におきましては、9件の離農もしくは規模縮小する農家の方から新規就農者の方へスムーズな継承に取り組んできたところでございます。新規にハウスを整備する場合には、相当程度の費用を要しますが、中古ハウスになりますと、中古の状態にもよりますが、10アール当たり500万円相当ということで、新規にハウスを整備する場合の半額以下で抑えられます。それについて移設ですとか、補修、改修等に要する経費の3分の1程度を昨年度、支援いたしましてスム

ーズな承継に至ったところであります。今後も新規就農者の方のスムーズな就農に向けまして、この辺りの対応をしっかりとしていく必要があると思っております。

**○右松委員** 分かりました。ぜひ今、農地は大変厳しい状況でありますから手厚い支援を進めていただきたい。この間、常任委員会の現地調査でJA児湯に行ってきましたけれども、食糧安全保障の前にやはり離農が非常に深刻だということで、そういった現状の話を伺ってきたところでございますので、ぜひ対策を引き続き進めてください。

それからもう1点、外国人材のフォローアップ体制の強化ということで外国人コンシェルジュの配置による相談対応と書かれてあります。私も大手の外国人の農業人材派遣会社と少し関係がございまして、いろいろと話を伺ったところでございました。そこは季節就農を進めている派遣会社なんですけれども、やはり住環境の部分とか非常に外国人としては難しい対応というか、市町村によっていろいろと対応が違ってくると思うんですが、この辺りの市町村との連携とか、人材派遣会社との連携とか、この一番下にベトナム出身の外国人コンシェルジュとありますけれども、具体的にどのような効果を上げていこうとしているのか、その辺りを教えてもらいたいと思います。

**○馬場農業担い手対策課長** 農業現場におきまして外国人材の活用が非常に増加をしております。そういった中で、中国人ですとか、インドネシア人でしたらある程度県内の管理団体で対応しているところがございますが、ベトナム人につきましては、現在県内でも40%以上を占めてきております。ただ、ベトナム人になりますと県内の管理団体では少し対応ができていない

関係で、対応が不十分ということがございました。このため今回、外国人のコンシェルジュとして南九州大学に留学経験のある本県ゆかりのベトナム人の方を昨年度からJA中央会に配置しまして外国人コンシェルジュとして採用し、県の委託事業といたしまして農業分野における外国人材の相談業務に当たっていただいております。その中で定期的な情報交換ですとか、コミュニティ環境などを整備しまして、外国人材が安心して働けるような環境整備に努めているところでございます。具体的には、外国人の若い方もいらっしゃいますので、その方々とSNS上での交流サイトを設けてリアルな情報共有をしたりですとか、横の連携、生の情報のやり取りに取り組んでいるところでございます。

**○右松委員** ぜひきめ細かな対応を引き続きお願いしたいと思います。

**○武田委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

---

午後3時29分再開

**○武田委員長** 委員会を再開いたします。

今回の全国和牛能力共進会への出品取りやめに関連して、参考人として宮崎県家畜改良事業団の坊菌副理事長に委員会に出席いただいております。

それでは、執行部及び宮崎県家畜改良事業団に説明を求めます。

**○林田畜産振興課長** 机上配布しております資料を御覧ください。

第12回全国和牛能力共進会に係る第1区への出品取りやめについて御説明いたします。

概要でございますが、このたび全共第1区で出品を予定しておりました守浩桜につきまして、今大会の家畜衛生対策要領に規定される予防注

射実施条件になっております牛異常産ワクチンの接種漏れが判明いたしました。結果的に条件を満たしていないということから、出品を断念せざるを得ない状況となったところでございます。

経緯といたしまして、令和4年9月12日に全共出品に向け提出する予防注射証明書を作成するため、宮崎家畜保健衛生所が接種状況を確認しましたところ、当該牛の未接種が判明したところでございます。本来であれば、接種条件として牛異常産ワクチンを前年に接種していない牛は、令和4年の1月1日から9月12日の期間内に2回接種することとなっております。

このような事態となり、委員の皆様をはじめ関係各位の皆様にも、大変御迷惑をおかけしたことを改めておわびいたします。本当に申し訳ございませんでした。

今後、県としましても、ほかの出品者の士気を下げないように全力でバックアップし、4大会連続の内閣総理大臣賞を獲得するための最大限の努力を行ってまいります。また、再発防止に向けた対策等につきましても、事業団内部のチェックに加え県のチェックを行うなど、しっかりと検討をしてまいりたいと考えております。

**○坊菌家畜改良事業団副理事長** 宮崎県家畜改良事業団の坊菌でございます。

本日はこのような時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

我が事業団は、県有種牛をお預かりして飼養管理しているという立場でございます。そういう立場でありながら、今回の第12回全国和牛能力共進会第1区という非常に重要な区において、出場を辞退するということになりまして、委員の皆様をはじめ生産者、それから関係者、県民の皆様方に対して、深くおわびを申し上げたい

と思います。

そして、今日、祈願祭と壮行会が行われましたけれども、第2区から第8区、それから、高校特別区、この出品者の皆様に対しても、これまで日本一の努力と準備ということで一緒にやってきた者として、大変申し訳なく思っております。本番に向けて、ぜひいい成績が取れるよう頑張っていたきたいと思っております。

今回は誠に申し訳ございませんでした。

それでは、座って説明させていただきます。

先ほど説明がありましたように、今回の出品牛守浩桜につきましては、実行委員会がつくっている第12回全共家畜衛生対策要領——日本全国から家畜が集まりますので、そのためにどうい衛生対策をしなければならないかという要領ができております。

その中でワクチン接種につきましては、雄であります種牛の部では5種類のワクチンを期限内に打たなければならないという規定になっておりました。当事業団では、3月1日にこの守浩桜を高原町の検定所から連れてまいりまして、全共に向けて飼養管理をしていたわけでございます。その中で、ワクチン接種についてもマニュアルに基づいて行ってきたのですが、5種類のうちの4種類は接種を完了しておりますが、残り1種類について先ほどありましたように、この期限内に接種ができておらず、12日に未接種が判明いたしまして、少し接種の期間が足りないということで、今回、第1区の出場を辞退させていただくことにしたところでございます。

本当に今回の件については、当事業団内でのチェックがしっかり機能しておれば、ワクチン接種が抜けていることが確認できたと思っております。そういうところを本当に反省いたしたいと思っております。

今後は、今回の発生につきましてしっかりと検証を行いまして、二度とこのようなことが発生しないよう、まずは事業団内で再発防止対策を行い、県や関係団体等の指導を仰ぎながら、今後の再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。本当に申し訳ございませんでした。

○武田委員長 執行部及び家畜改良事業団からの説明が終わりました。委員の皆様、質疑をお願いいたします。

○山下委員 昨日、夕方に電話をいただきました。もう本当に信じられなかったんです。開いた口が塞がらないというか。事業団という一番ポイントを持っているところで、何でこれだけのミスが起きたかということに、まず失望をしたところでした。

まず心配したのは、チーム宮崎として、5年に一回の全国和牛能力共進会に、これだけ総力を挙げて、みんなが期待していた取組だったと思うんですよ。今、経過については説明をいただきましたけれども、9月12日になって気がつくという、これがもう信じられなかったんです。

それで、この責任というのはかなり大きなものだろうと思うんです。周りの宮崎県民の士気というのが、どれほど打撃を受けたかということが一番心配するんです。

それで、私もゆうべ寝れなくて、この環境農林水産常任委員会も大きな責任があると思うんです。だから、我々も原因究明と再発防止について、ここで深く議論しておかないと、大変なことになるなど。というのは、平成22年に口蹄疫が出て、あれだけの苦難を乗り越えてきましたが、口蹄疫の発生も防疫上の問題があったと思うんですよ。平成12年に出て、また22年に出たわけですから。畜産部局内での連携というの

が、反省がなされていない。

そして、一番大事なのは内部牽制です。内部でのチェック、なぜ行政の中でできていなかったのか。この確認が12日になるまで分からなかったということが不思議でたまらないのです。4週間前に1回目を打っておかないといけなかったわけでしょう。4週間というのは1か月です。その間に何でチェックができなかったのか。その辺のことをまずお聞きしたいと思います。

**○坊蘭家畜改良事業団副理事長** 事業団は、全国和牛能力共進会に向けて担当者を決めて飼養管理、ワクチン接種等の業務に当たらせておりました。

出品牛が決まったのが8月1日です。本来であれば、ここで出品の条件に必要なワクチンとか、そういう条件について、我々事業団として担当者と一緒になってチェックをしておかないといけなかったと思います。そこが今回できていなかった。ワクチンは打っているよね、ワクチンは大丈夫ですという口頭での確認だけが行われてしまいまして、具体的にどのワクチンをどの時期に打ったかというチェックが十分機能しなかったということです。まず、8月1日に出品牛が決まったというところでのチェックができておりませんでした。

それ以降、9月12日までの間は、ワクチンは大丈夫ということで、そのまま流れてしまいまして、9月12日に家畜保健衛生所から接種漏れがあるという連絡をいただき、判明したところでございます。

**○山下委員** そこなんです。7～8年前に北海道でホルスタインの品評会がありました。そのときは、ワクチン接種時期が違って会場に入れなかったんです。足止めを食らったんです。農家から電話が来てびっくりしました。そのと

きにもワクチン接種の時期を間違っていてそういうトラブルが発生した。ワクチンの大事さというのは皆さん方がしっかりと確認しておかないといけない。

チェック機関として、事業団の牛であることは間違いがない。だったら、このワクチン接種の確認というのは、県の畜産振興課としてどういうマニュアルになっていたんですか。確認しなくてよかったんですか。

**○林田畜産振興課長** やはり県有牛ということで、県畜産振興課がしっかりと確認すべきだったと思います。マニュアル等については特に策定しておりませんが、当然ワクチンプログラムを我々も共有しておりましたし、しっかりと確認すべきところであったんですけども、過去、家畜改良事業団は、全共に出品していて、その際に予防ワクチン接種等で漏れがなかったという思い込みがあったということで、本当に深く反省しているところでございます。

やはりそういう思い込みといいますか、大丈夫だろうと思っていても、しっかりと確認をするようなチェック体制、そういうマニュアルはつくっておくべきだったと反省しております。

**○山下委員** ほかの22頭もあなた方は確認をしていないんですか。

**○林田畜産振興課長** ほかの22頭については、全部うちの職員が確認をしております。地域自衛防疫を通じて接種をしておりますので、そちらに確認いたしました。ただ、家畜改良事業団については、先ほど申しましたとおり、打っているだろうという思い込みで、確認をしなかったというところでございます。

**○山下委員** 部長、あなたは事業団に行ったことがありますか。今年行かれましたか。

**○久保農政水産部長** 今年はまだ伺っておりま



せん。

**○山下委員** だからそこが出るんですよ。部長にも責任がある。全国和牛能力共進会を目前にして、就任早々の常任委員会の中でも、部長の決意を私は聞いたと思うんです。だから、やっぱり部長も、畜産振興課も家畜改良事業団と一緒に行って、全共に対するマニュアル確認や意気込みを、チーム宮崎としての取り組む体制を取っておかないといけない。

私もゆうべどこにミスがあったのか、いろいろ考えたときに、家畜改良事業団には坊菌さんという農政水産部の部長経験者が行って、前回の共進会にも課長として臨んでいる。あまりにもベテランを送っているから、あなた方が信頼し過ぎている。ここに何か落とし穴があったような気がするんです。どう思われますか。

**○久保農政水産部長** 本当におっしゃるとおりだと思います。私も今回の件、あってはならないということで重く受け止めておまして、先ほど畜産振興課長も申し上げたとおり、やっているだろうと、あるいは先ほど、副理事長も申し上げましたけれども、ワクチン打ったねというところが、今回、ワクチンも5種類あるということで、そのチェック体制の問題が一つあったか思います。

ですから、家畜改良事業団の中では事業団の中でしっかりマニュアルをつくっていただく、私どもとしても、今回何があったのかももう一度しっかり分析した上で、本当におっしゃったように意思の疎通、信頼関係の中でそういう気の緩みがあったということも否定はできませんので、そういうところをしっかりと組織として対応できるよう分析しながら、検証してやっていきたいと思います。今回の件は、私も非常に重く受け止めているところでございます。

**○山下委員** 私は今、監査委員をしていて、10日ぐらい前に監査委員4名で知事への申入れをしました。そのときにも、各部署の内部でのチェックミスが多かったんです。厳しく我々が提言していたんですよ。そのことはもう取り返しのつかないことの一つになったなという思いで、今回の事案を考えたところでした。

その辺のことをしっかりと横の連携で確認をしていってください。

それから、ワクチンの接種というのは、家畜改良事業団内部でやるべき仕事だったのか、それとも自衛防疫推進協会に委託して、その人たちがワクチンを接種する義務があったのか、どちらなんですか。

**○坊菌家畜改良事業団副理事長** 今回の当事業団のワクチン接種につきましては、都農町の自衛防疫推進協議会の御協力を得てワクチンの接種をさせていただいています。農業共済の獣医に来ていただいてワクチンは接種しておりますが、接種の依頼については、当団から自衛防疫推進協議会にお願いしたということで、うちの流れの中でさせていただいたので、結果としてミスが出てしまったということもございます。

今後、自衛防疫推進協議会との関係を含めて、どういう形で接種に向けて連携していくのかということも、今後の課題と思っていますので、県等に御指導を仰ぎながら、しっかりとマニュアル等を整備していきたいと考えています。

**○山下委員** 今日の常任委員会でも、事業団の事業内容の評価が出ました。その中で、毎年、事業団に1億3,000万円、令和3年度は1億2,700万円くらいの財政出動がなされているんです。宮崎県の過去の事業団の在り方というのはオンリーワンで、もう全て県費をつぎ込んで、補助金での運営がなされてきて、宮崎牛の種雄牛づ

くりという大きな目的でみんなが過去頑張ってきたわけです。

それを一番期待されていた、この1区で——今までは首席になったことがなかったんですよ、この部門は。だけれども、今回は総力を挙げて家畜改良事業団も頑張ってきたということは聞いています。みんなが総力を挙げて、1区でどうしても首席を取りたいんだと、その意気込みの中で、こんな失態が出るというのは考えられないんです。

それで、皆さん方も説明もつかない、そして心配するのは、やはりこれだけ税金を投入しながら——隣の鹿児島県は行政の事業団の保有する種雄牛は半分です。民間もどんどん種雄牛づくりをやっている。

一方で本県は、県が主導権を握って、ほかの個人の種雄牛造成というのはほとんど認めていない。公的な補償問題もありました。都農町かどこかに1件あって、その人の対策にもかなりの時間を要したこともありました。それ以来、宮崎県では県が種雄牛の造成をやってきた。隣の鹿児島県では県と民間が競争しながら種雄牛づくりをやっていて安福久が圧倒的な人気を持っています。だけれども、宮崎県がこれだけ多額の税金を投入しながら、この5年に一回の共進会に向けて心一つになって生産者、団体、そして皆さんと一緒にやってきた中で、これは、もう本当に大変な問題だと思うんですよ。

だから、本来その目的をしっかりと持って県費を投入しながらやってきたこととの整合性です。皆さん方は、ただその原因究明だけをここで述べるのではなくて、その責任の重さ、これを感じてもらわないと、県民へ説明がつかないと思うんです。

○坊菌家畜改良事業団副理事長 委員のおつ

しゃるとおり、県内にいる雌牛から子牛を取って、直接検定をやって後代検定をやって種雄牛をつくるという一つの流れの中で、事業団だけではなくて、県内の生産者とか関係団体とかいろんな方々の御協力を得た上で、県有種雄牛はできています。それはもう宮崎牛という一つのブランドを、これまで以上に高めていこうという皆さんの熱い思いで御協力いただけていると思っています。

おかげさまで、ここ最近、優秀な種雄牛がたくさんできてきておりまして、今後非常に活躍が期待される場所でもありますけれども、そういう状況の中において、守浩桜も直接検定に合格して後代検定用の試験交配が8月に終わっています。あとは子牛が生まれてきて後代検定にかけて、本牛の能力を判定していくという段取りになっていきます。非常に体形も発育もよくて、今回、優等賞、それこそ首席を狙って我々職員それから関係者一体となってやってきました。

これが、こういうことになってしまったということに対しては、単に辞退したということだけではなくて、種雄牛づくりとか、当事業団でのこれまでとこれからの対しても、非常に大きな影響もあるということで、大変重く受け止めているところでもあります。

○山下委員 そこなんですよ。もし、首席を取っていたら、また一段と宮崎牛の評価が上がるチャンスだったろうと思います。これを出品できないということは、審査基準にも該当しないわけですから。だからその影響がいかなるものかなということが一点。

そして、この牛は小林市生まれの牛みたいですよけれども、農家もかなりの意気込みで楽しみにしていたと思うんです。次回は5年後ですから、それまでの宮崎牛のブランドの維持と新し

い種雄牛の確保です。これがやっぱりどれぐらい——例えば第1区で共進会に出さないと、この種雄牛がどういう認知になっていくのかなというところが少し不安なんですよね。出せなかったことのダメージ。その辺の見通しはどう考えていますか。

**○坊菌家畜改良事業団副理事長** 全国和牛能力共進会の第1区は若雄の部ですので、各県、雄牛を持ってまいります。それは、将来種牛になること前提で持って来ていると思いますけれども、本県の場合は、先ほど申しましたとおり、本県の優秀な雌牛から子牛を取って、雄牛が生まれたら、その中から選抜して直接検定にかけます。これは子牛の頃の発育を見る検定ですけれども、直接検定をやって、それで合格したものを高鍋町に連れて来まして、今度は試験交配という子供を取るための受精、そして子供が生まれたら、それを肥育して後代検定という、本牛の親牛の産肉能力を見るという流れで種雄牛づくりをやっていきますけれども、その一連の流れで出てきたものの中から、全国和牛能力共進会の基準に合うものを選んで出品してきております。今回も、優秀な種雄牛をつくるという当然の目的の中で、守浩桜を選抜して全国和牛能力共進会に持っていこうとしておりました。

今回はそういうことで、大変残念ながら、申し訳ございませんけれども辞退をさせていただきますが、この牛については、先ほど言った試験交配が終わっています。そして、今後、子牛が生まれましたら、去勢牛を買い上げまして、肥育をして後代検定というものにかけて、守浩桜の産肉能力の判定をするということになっていきます。そこで優れた成績——この前、桃白鵬が11.1でしたけれども、ああいう優れた成績が守浩桜に出れば、これはこれで宮崎牛のエー

スとして、礎をしっかりと築いてくれる種牛になっていってくれると考えております。

なので、今回は残念ながらこういうことになって大変申し訳ございませんが、種雄牛づくりの中の各種検定ですばらしい能力を発揮してくれることを期待して、今後しっかり管理をしていきたいと思っています。

**○山下委員** 本県は種雄牛造成を県がやっているわけですから、そこはしっかりと前向きにいろんな捉え方を検討していきながらやってください。

それと、今回は第1区が抜けるということで団体賞はないと。例えば、今まで、大分県、宮城県、島根県とかいろいろ産地があったんですが、全区出せるところは一部だったんですが、全国和牛能力共進会には参加するけれども、和牛の産地でないと全区はそろえられなかったんです。宮崎県はずっと全区に出品していましたから、団体賞が一番近かったんだろうと思うんです。

第1区が抜けることによって総合評価への点数の配分にも何か影響があるんですか。

**○林田畜産振興課長** 今回から、団体賞の規定が変わりまして、以前は優等賞の首席とか2席とかポイントをつけまして、その合計点で高いところが団体賞になっておりました。地域間の競争が激化したということから、今回の鹿児島大会からは順位をつける団体賞というのはなくそうということで、5区以上出品する県で、全ての出品区で優等賞を取れば、団体賞という名誉を与えるというふうになりました。今回、8区のうち、残念ながら1区は出場できないわけですが、2区から8区の中の7区の中で、全頭が優等賞に入れば団体賞という荣誉は宮崎県もいただく可能性があります。

○山下委員 団体賞はあるんでしょうか。

○林田畜産振興課長 団体賞という名前の賞はございます。団体賞の順位をつけない、ですから全区で優等賞を取ったら、全ての県に団体賞という賞が与えられます。

○山下委員 その優等賞というのは何席まであるんですか。

○林田畜産振興課長 出品頭数に応じて、優等賞、1等賞、2等賞とあるんですけれども、申し訳ありません、はっきりした数字が分からないんですが、例えば、30頭いけば上位3分の1は優等賞、間が1等賞、2等賞と、ですから、上位に全て入っていれば、団体賞をいただけるということになっております。

○山下委員 ホルスタインの品評会のときは、優等賞、1席、2席までですよ。全国和牛能力共進会については、優等は何席ぐらいまであるのか極めて重要なポイントです。優等賞に入ったらいいわけですから。

○林田畜産振興課長 特に優等賞の1席、これが首席になりますけれども、何席まであるかというのがはっきり分からないんですが、第11回全国和牛能力共進会の数字でいきますと、2区が33頭出品しておりまして、うち17頭が優等賞、12頭が1等賞、ですから頭数に応じて割合で、優等、1等、2等と配分を決めていって、その優等の17頭のうちに優等の首席から2席、3席、上位何席かまでは順位をつける、あとはもう優等賞という区分になっております。

○山下委員 私たちは何かに期待を持ちたいんです。だから、団体賞でその優等に入ったらいいということだから、優等の各区の頭数を教えてください。

そして、例えば優等の1席、2席にならないといけないのか、ただ30頭の中の10頭に入った

らいいのか、その辺も調べて教えてください。

やっぱり少し追っかけないといけないです。

○林田畜産振興課長 後ほど整理して御説明に伺いたいと思います。

○山下委員 壮行会があったということですが、その雰囲気——皆さん方は大変なショックを受けているだろうと思うんですが、士気を高めて、やっぱりチーム宮崎としての一体感、気運をどうつくっていくのかだろうと思うんですよ。

昨日の今日ですから、まだ整理がついてないでしょうけれども、皆さん方の使命は、やっぱり出品する農家の皆さん方、そして団体、その辺の意識の高まりというのが今後の一番大きな課題になると思うので、その辺の考え方を少し教えてください。

○久保農政水産部長 本当におっしゃるとおり、参加される方の士気というところは非常に大きな問題かなと。みんなで今まで高めてきた中で、我々県の立場の者が取りやめとなるのは、本当に申し訳ないという思いがあります。ただ、これで士気を下げないよというということで、具体的にどんなことをというのは、また今から考えていくわけなんですけれども、本日の壮行会には知事にも出向いていただいて、お声かけをしていただきました。

今朝ほど祈願祭もありまして、私も出席させていただいたところではあるんですけれども、そういった中で、連携というか、顔の見える関係をつくりながら、全力でサポートするというか、バックアップできるような体制というか、全力でそういうところをやっていきいたいというところで、何とか士気が下がらないようにできればと考えているところです。

本当におっしゃるとおり難しい問題ではあるとは思いますが、そこは何か事業団

の皆さんにも御協力いただきながら、一生懸命やってみりたいと考えております。

○蓬原委員 過去にも、何か精液が外に流失したとかいうことがあったのはこの家畜改良事業団ですか。

○坊蘭家畜改良事業団副理事長 当事業団では、種雄牛から精液をつくって供給しております。人工授精するところに供給して、農家に使っていただくわけですが、その中の一部が通常の流通以外のところに流失したということは、過去ございました。

○蓬原委員 そんなに古い過去ではないと思うんです。10年くらい前でしょうかね。

○坊蘭家畜改良事業団副理事長 私が農政水産部長になった年かその前くらいですので、たしか3～4年くらい前のことでございます。

○蓬原委員 3～4年というのはもうあつという間です。つい最近ですよ。だから、それは事業団の内部からだったのか、その配布先からだったのかといろいろあるんでしょうけれども、そういうことが事業団に関わることであっていて、またここでこういう自分で自分の出鼻をくじくような大きな事態があっていることを見て、しかも、ワクチンが5つあって、そのチェックをするのに1区以外は全部チェックしました、1区については当たり前だと思ってもう安心してたという話です。人に厳しく自分に優しくという、まさしくそういう状況じゃないのかなと。民間がやっていることについては厳しくチェックしたけれども、身内がやっていることはチェックしていなかったというお話で——山田町を開墾した人の碑に、「寝て人を起こすな」という言葉が書いてあるんです。まず、自分が起きて人を起こさないと人は動かないよという意味だろうと思うんですけれども、何かチェッ

ク体制というか、どこかに気の緩みがあるんじゃないかなという気がしているんです。

山下委員が詳しいですから、いろいろ質問もありましたけれども、今の団体賞がどうか、総理大臣賞がどうか、出ないことのハンディーというの、実際は目に見えること見えないこと、士気に関わること、あるいは審査員の心象に関わること、いろんなことがあるんじゃないかなという気がしています。だから、そのことについて出ないことの、知らずして負ってしまったこのハンディーは何かというところは整理されていると思いますが、いかがですか。

○久保農政水産部長 本当におっしゃるとおり、身内に優しいと言われたら、本当に返す言葉もございません。先ほど精液の流失問題もありましたけれども、今回の件につきましては本当にお互いに何が足りなくて、どうしてこのような事態が生じたのかというのを、もう一回整理させていただいて、その上でしっかりと対策を講じてまいりたいと考えています。

当然、次の大会というのもあります。今回は確かに1区を出せないというのは、ここに家畜改良事業団も力を入れておりましたので、本当に残念でなりません。ただ、そういう中でどういことが問題かというところもしっかり分析した上で、次につながるように今回を踏まえて、本当におっしゃるように、3～4年はすぐだということがありますので、そこはしっかりと分析した上で、しっかりとした対策を講じて、お互いある意味、馴れ合いというところも批判があるのかもしれないので、そこもしっかりと牽制し合える体制というのをつくっていかれると思っております。

○蓬原委員 「二度あることは三度ある」、長い長い人生の人間の言い伝えの中でそういうこと

わざもありますから、二度で、決して次ががないように、部長の答弁のとおり、なぜこれが起きたのかを、再発防止をどうするかをしっかりとまとめていただいて、失ったものが有形無形あるとすれば、それをまた取り返せるようにぜひ頑張っていたかかないとむなしいです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○坊菌家畜改良事業団副理事長** 精液流通の話もあります。それから今回の件もありまして、気が緩んでいることはないと思ひているんですけども、運営していく中で、口蹄疫から12年たっているということもあって、防疫面は引き続きしっかりとやっておりますが、少し全体的に甘いところがあるんじゃないかなというところは御指摘いただひていることもあると思ひます。

そういうことを踏まえまして、再度、当事業団の運営等についてもしっかりとやっていきたいと思ひております。今回の件については、1区が出品しないということで、全体のいろんなところにも少なからず影響があると思ひています。大変申し訳なく思ひています。引き続き、当事業団としてもしっかりとやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○坂本副委員長** 私は、山下委員のように専門ではありませんので、率直に受けた印象をお伝えしたいと思ひます。

私の住んでいる地域にも、今回、本大会に出品される方がいらっしやいまして、先日の審査会を受けて、うまくいかなかったと反省なさっていて、毎日、調教の練習をやっていらっしやるんです。その方たちなりに、今回本大会に県の代表として参加されるということについての責任を背負ってやっていらっしやるといふのを、間近で毎日見たり、人伝ひに聞いたりしている

ものですから、今日の昼のニュースを見て、知事はじめ関係者の皆さんが頭を下げられて、その説明の中で、担当者と言われまされたか、失念していてという言葉が最初に出てきて、今の時代、1人の担当者の方の失念という問題、それが受ける印象も結構大きかったですけれども、その仕組みとして、組織としてそういったことが発生しないようなそういった体制が取られてないということが、前日からいろいろ話を聞いて情報は持っていましたけれども、実際そうやってニュースを見てみると、知っていた私でもやっぱりかなり衝撃があつて、それを関係者の皆様とか、全然知らない一般の県民の方たちがどう受け取られたかなと率直に思ひました。

その上で、今大会に出品をするので、このワクチンの漏れが分かつたと思ひうんですけれども、このワクチン自体は、牛の体と申ひますか、病氣と申ひますか、打たなくてもあまり影響はないんですか。

例えば、自分の体に置き換えてみると、コロナのワクチンでもそうですけれども、やはり自分の体は守らないといけないからと思ひて、1回目を打ちます、2回目を打ちます、3回目を打ちますとちゃんと管理して打つと思ひうんですが、ただ今回、大会に出るための条件に入っていた、でも、それが見落とされていたという、単に資格をクリアしなかつたというだけの問題じゃなくて、宮崎県の大事な牛の健康と申ひますか、そこに影響がないのかと思ひますし、また、品質管理が重視される時代ですので、そういったことを一般の宮崎牛を購入される方たちが見て、宮崎牛のブランドに力を入れて売り込んでいこうという一方で、それをやっっている宮崎県が品質管理については非常にずさんだといふふうに見られかねないなと思ひたところなんです。

これは宮崎県と県の関連団体の中で行われていることですので、そう受けられないのかもしれませんが、例えば、民間の事業者が民間の事業者に委託してやるような事業であれば、恐らく訴訟物だと思うんです。ですから、そういったことも含めて、重く受け止められたほうがいいのではないかなと思いました。専門的なことは分かりませんが、一県民目線、一消費者目線ということで一言言わせていただきました。

**○坊園家畜改良事業団副理事長** 今回の件について当事業団としても重く受け止めるということについては、おっしゃるとおりでございます。過去なかったようなことが今回起きてしまったということは、どこかにか何かあったんだろうと思っています。そのことを今後どう改善していくかということも含めてしっかりやっていきたいと思っています。

それと、ワクチンについては専門が多分お答えしていただけたと思うのですが、5種類打つんですけれども、今回抜けた1種類については、通常は雄は打たないワクチンでございまして、その他の絶対打たなければいけないものはしっかり打っております。必要なものはしっかりやっておるということで、そこは御理解をいただければと思います。

**○坂本副委員長** 分かりました。

**○三浦畜産新生推進局長** 今回接種漏れが発覚したワクチンについて、少し補足をさせていただきたいと思っています。異常3種混合ワクチンといいまして、今、副理事長から話がありましたとおり、本来であれば、母牛が妊娠して、その子供が流産とか、奇形として生まれるのを防止するためのワクチンでして、そのウイルス自体は、親に感染しても、親自体には何の悪さもし

ない病気です。妊娠でお腹に入っている子供が影響を受けるといったことですので、通常は雄には打たずに、妊娠の可能性のある雌が妊娠したときに子供を守るために打つワクチンということでございます。

**○山下委員** あんたらそんな言い訳みたいなことを言ったらいかん。何を言ってんだよ。肝心なところが全然分かっていない。これは、出品するのにワクチン接種の義務があったわけだから。雄だから普通は打たないワクチンだとかそんないい加減なことを言ったらいかんよ。そんなことは絶対に言ったらいかん。

**○久保農政水産部長** 本当に御指摘のとおり、雄だから打たなくていいということではございません。今、畜産新生推進局長が御説明したのは、今回のワクチンの効果というか、通常私どものワクチンの管理の仕方というか、そういう一般論を申し上げただけでございまして、決して打たなくていいということではありません。まして、この口蹄疫からの再生復興をやっている我が県の中で、まして今回、全国和牛能力共進会は、当然ワクチンの基準が高いところでやっていますので、そういったところができなかったということは本当に重く受け止めなくてはいけないと考えております。

先ほどお話がありましたけれども、もし民間同士だったら訴訟になるということもあると思います。そういったところも踏まえながら、本当に反省した上で重く受け止めて、決して軽く受け止めているわけではございませんので、重く受け止めてしっかりと分析して、何とか次につながる対応策ができればと考えております。

**○山下委員** 冷静に考えて、皆さん方だけの責任ではないと。我々委員会にも責任があると思うようになったんです。私たちにも今回の件に

ついて核心を聞いて、それを県民の皆さんに説明していく責任があります。今日、記者会見をしましたけど、みんな納得していません。

あんたたちがそんないい加減な、言い訳みたいなことを言うから、こっちも感情に来るんです。反省していないでしょう。そういうことをのうのうと言うということは。打つべきワクチンを打っていないんだから、その責任を感じないと。そんな責任逃れみたいな要らんことを言わんでいい。

**○三浦畜産新生推進局長** 大変申し訳ございませんでした。ワクチンの種類の性質について申し上げました。このワクチンをなぜ雄にも打たないといけないかと申しますと、今回の和牛能力共進会には、当然、雌のほうが多く集まります。その中に雄が入っていくということですので、病気を予防するという意味で必ず打たないといけない。雄だけでも、ワクチンプログラムに入っているということで、そこはもちろん家畜改良事業団も含め、みんなの共通認識としてございます。今回はそういう形で接種漏れになってしまいましたので、当然、集まる牛たちに影響があるといけないということで、やむなく出品取りやめという形にさせていただいたことでもあります。ですので、非常に重く受け止めておりまして、再発防止ですけれども、二重三重のチェック、そういうことをしっかりとやっていきながら、防疫のレベルを全体として上げていくというのは、宮崎県の使命だと思っております。そういう認識で今後とも進めてまいりたいと思います。

**○武田委員長** よろしいですか。

**○山下委員** はい。

**○武田委員長** 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** 以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、事業団の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時20分休憩

---

午後4時22分再開

**○武田委員長** 委員会を再開いたします。

まずは、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、16日に行いたいと思います。

開会時刻は11時30分といたしたいのですがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時24分散会



令和4年9月16日(金曜日)

---

午前11時29分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	武田	浩一
副委員	長	坂本	康郎
委員		蓬原	正三
委員		濱砂	守
委員		山下	博三
委員		右松	隆央
委員		満行	潤一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課主査	西尾	明

---

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第1号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時31分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員会報告につきましては、今の皆さんの御意見を踏まえながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、11月1日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

---

午前11時33分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月1日火曜日の閉会中の委員会

につきましては、今、御意見をいただきました  
とおり全国和牛能力共進会の結果等について報  
告を受けるといふことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたしま  
す。

次に、10月18日火曜日から21日金曜日に予定  
されております県外調査につきまして、御意見  
を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

---

午前11時43分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のと  
おりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたしま  
す。

その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で、委員会を閉会いたしま  
す。

午前11時43分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 武 田 浩 一